

区民意見（パブリックコメント）速報版

（令和4年6月22日 現在）

## 条例全体に関すること

No.	意見概要
1	「第9条 区は、障害に対する区民及び事業者の理解を深めるにあたり、障害者の意見を聞く機会を設けなければならない。」とあるが、区民(健常者)及び事業者の代表者からの意見を聞く機会も設けるべき。
2	「第11条 区は、障害者、その家族その他関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるものとする。」とあるが、障害者対応を口実とした不当要求に対する相談窓口も明確化して欲しい。
3	障害者への対応は勿論ですが、障害者予備軍対策（フレイル対策）を重要かと考えます。近隣自治体と比較して世田谷区は対策が劣っている印象が強いです。
4	賛成です。さすが世田谷区！
5	地区内にどれほどの、どんな障害者が住んでいるのか、先ずその認識が必要だと思いますが、場を設けて頂くことがスタートと存じます。
6	障害＝多様性です。ひとりひとり違うし、一生の間に変化する。赤ちゃんも高齢者も思春期の頃も更年期も、これらの「個性」に加え <u>生活環境</u> が影響するのです。家族、経済、その他運命として自己の置かれる時代の特性も含め、誰にとっても「生きづらさ」につながらないように「公共」が整えられるよう、それぞれの自助共助の為に公助といっても、それぞれの納税という投資による資源を活用して「生き易さ」につながるよう「公共の福祉」を整備する事への万人の合意の為の理解の促進を図る事こそ、まず行政が力を尽くす事。その具体的施策を社会の構成員と共に考える事のできる仕組の整備に期待します。
7	「ノーマライゼーション」という用語より「インクルージョン」の方が適切だと思います。これは「ノーマルにさせる、引き上げる」という意味あいがあります。誰もが排除(exclude)されず、含まれる(include)という社会を作るのが本来ではないでしょうか。障害のある方が健常者に近づくため大きな負担を強いられることなく、今のままで、バリアフリーなど環境や社会を整備することが重要です。なので区の共生社会の方針は良いと思いますが、用語にも気を使ってほしいです。
8	SDGSの一貫なのだとは認識していますが、SDGSの絵には極端な状況も「障害」としているものがあります。 一方で「あきらかに障害なのに認知されない」方がいる。障害をお持ちの方々が、生きやすい暮らしやすい世田谷区であってほしいと思います。そのためにもきちんと判断ができる方が、障害支援について下さることを願います。
9	第2条の定義部分で、社会的モデルの説明を加える必要があると思います。社会が障害を生み出しているという社会モデルは、まだ世間では一般的に認知されておらず、医学モデルの考え方が浸透しています。また、第3条以降、社会モデルが条文に明記されているため、社会モデルの定義を先に示しておく必要があると考えられます。
10	素案は「障害」とされていますが、「障害者」ではないでしょうか。
11	素案は「地域共生社会」とされていますが、「共生社会」ではないでしょうか。

12	<p>基本理念は、「障害を理由とする差別」に「性別や…由来する要因」が複合的に重なることで困難な状況に置かれていることを要件とされていますが、前記2つの要件が複合的に重ならなくても、それぞれ単独の要因で困難な状況に置かれている者を対象にすべきではないでしょうか。</p>
13	<p>「自己決定権の尊重」の対象者には、手話が必要な障害者だけでなく、精神障害者及び知的障害者らも含まれますので、障害者の意思を尊重することを基本にすべきではないでしょうか。</p>
14	<p>基本理念は、「個性を活かし、能力を最大限に発揮することができる社会をめざす」とされていますが、障害者にとっては、上記社会を求めているのではなく、障害を抱えた身で生きることが出来る社会ではないでしょうか。</p>
15	<p>「障害」という言葉とその背後にある考えを教育を通して変えて行く必要があります。「失業」「生活保護」含め、総合的、体系的に社会福祉サービスを受けることは、《連帯》《支え合い》であって《恥》ではないことを全員が理解する必要があります。誰の助けにもならず、働いて稼いで独立して生きて行かなければ一人前の人間でないという自助思想の誤まりを伝えて行くべきではないでしょうか。幼い時と老齢において助けがなければ、人は生きられないことを基盤に、どんな支え合いのしくみを地域で公共的に作って行くべきか、議会や行政サービスとは別の、生活レベルでの自治を形成する真の「参加と協働」を理念とする条例を、日本社会の範例として作ることを望む。</p>
16	<p>このような条例の策定は、共生社会の実現を図る上で非常に有効な施策だと思います。知的障害のある人への合理的配慮の一環として、障害者基本法などにみられる「わかりやすい版」があるとよい。</p>
17	<p>多様な障害についての理解を深めるために、当事者の声を届ける機会を増やしてください。例えば私たち手をつなぐ親の会は、知的障害の子を持つ保護者の団体です。知的障害の特性を知っていただくために、「セータとガーヤの気ち伝え隊」という啓発活動を行っています。ぜひ積極的にお声がけください。</p>

18	<p>娘が小学3年生から朝、起きづらく不登校になり、当時は起立性調整障害と診断され治療してきました。服薬していても体調管理は難しく、登校できたりできなかつたりしてきました。現在は大学生（適応障害・パニック障害もあり、最初の大学から移り、2番目の大学）です。20歳の頃、うつ状態、うつ病と診断され加療中ですが、どうにか登校しています。</p> <p>住まいの担当保健師さんに、家庭での娘の健康管理について相談させて頂いてますが、先日、ある対応に不信感を抱きました。</p> <p>主治医は気候の変化が影響することに理解を示してくれます。地域の保健師さん、前任の方は、そのあたり、理解してくださり生活の工夫などアドバイスしてくださりました。この度の方の対応には、失望すら感じました。相談窓口として、電話を受けるのであれば、近所の世間話しではないので、障害者（娘は手帳も発行していただいています）の状況を理解した上で、言葉を選んで欲しいと思います。</p> <p>「障害に対する知識の普及・啓発」とありますが、まず、保健師さん側で正しい知識を持っていただいた上で成り立つことかと思えます。</p> <p>「障害に対する理解の促進・障害を理由とする差別の解消」はとても大切です。</p>
19	<p>基本理念の2では、障害者とその家族の気持ちに寄り添うこととあるが、そのためにいかなる体制を整備してどのような努力がなされるのかその考えがあるのかがどこにも出てこない。</p>
20	<p>基本理念の3「より自己決定権が尊重され～環境整備を行うこと」とあるが、より意思の表明ができる、環境整備に向けて区が何をしようとしているのかがどこにもでてこない。</p>
21	<p>基本理念の4「様々な状況や状態～社会をめざすこと」とあるが、そのために何をすることが、全然なく、きれいごとを言っているとしか思えない。</p>
22	<p>第9条2項「区は、障害に対する区民及び事業者の理解を深めるため、普及啓発及びその他必要な施策を講じなければならない。」とあるが、普及啓発とは今まで実行ではなく、呼びかけの役割しかしてこなかった。これからはどう変わるのかが出てこない。</p>
23	<p>素案全体について具体的な施策にまで、突っ込んだものになってないため、きれいごと、うすっぺら、反省がない、何を考えているのか読み取れない。といった状況である。自信をもって「今までこうだったが、こう改めたいと思うがどうか。」と示してほしい。</p>
24	<p>「前文」には、区が本条例を国連の「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の理念を実現するために制定することを明記してください。</p>
25	<p>第4条「区の責務」の6「区は、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な施策を講ずるものとする。」の後に、「そのために、区職員によるケースワークを適切に実施し、区内における障害者等の生活の実態を把握した上で、必要な自立支援給付等を行うものとする。」旨の内容を加えてください。</p>

26	<p>せっかく条例に「権利擁護」に入れているのであれば、もう少し区民の意見を取り入れてほしい。例えばガイドヘルパーに荷物をもたせてはいけないといわれるがそれはおかしい。</p> <p>また、代読、代筆の支援者を家に入れてはいけないといわれるが、場面に応じて柔軟に対応してほしい。</p>
27	<p>個々の障害者の環境要因も含め生活の困難さに細やかに配慮すべき。</p>
28	<p>「困ったことはありませんか？」の声かけを推奨していく。障害者に関わっていかなければ、理解は難しいから。</p>
29	<p>人々の基本的な生活（ベーシックサービス）をささえる仕事が分断されたままになっています。ケースワーカーも精神保健福祉士も、臨床心理士も・・・地域の民間施設で働く人も、すべてタテワリになっています。こうしたベーシックサービスは大きくくりして横でつないで運動化する必要があり、つなげる政策が必要になっています。</p> <p>世田谷は都内で最大の人口をかかえ政治的にも、経済的にも社会的にも、その動向が注目されます。他の地域と連携し（例えば北多摩地域共同体のような）共生社会の実現をめざしてください。</p>
30	<p>総則の狙いの表現がトーンダウンしている。～社会の実現でなく～社会の実現に寄与することを目的とする、は落しすぎ。遠くない将来に～社会の実現を目指し、それに直接的に寄与することを目的とするは如何。</p>
31	<p>障害者の意見を聴取することは重要、しかし日常的に世話する家族を外しているのは何故？</p>
32	<p>第1章 総則</p> <p>目的、基本理念の中で「障害」とあります。全文第2条（2）で障害を定義されていますが、障害者福祉法の対象者をさすのでしょうか。障害には、心身機能が原因によるものだけでなく社会的な制約も含まれると理解しています。地域共生社会の実現、区民の互いの多様性の尊重という文言が入るのであれば、社会的制約を受けている在留外国人の立場、医療福祉に紐づかない精神障害、学習障害の当事者、家族の立場も包含されなければなりません。</p> <p>条例は、これからの世田谷の社会を前提にした内容であってほしいと思います。条例でいう「障害」は、このような社会的立場を含まないのか含むのか明記すべきではないでしょうか。同じ世田谷区に住まわれている外国の方の心身、生活、環境の問題、潜在的な障害者への配慮も包含する条例とする方が「地域共生社会」のビジョンに沿うものかとかと考えます。</p>
33	<p>第2条（1）地域共生社会というものを、心身の機能に障害がある区民のみならず、様々な状況や状態の区民が互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、暮らし続けられる社会、と言葉で定義したのは良いと思う。</p> <p>今まではどちらかと言うと、知的障害のある子どもを持つ親として子どもの障害に限定された世界を意識しながらの狭い活動であったと思うが、まず、障害者同士の無関心、障害者間の無意識の差別意識も取り除いていきたい。障害に止まらず多様性を学べる機会を作ってほしい。</p>

34	この素案は、障害者だけに止まらず、区民や事業者と協働して、その中身も親なきあとや教育分野にまで踏み込んでいる点は、評価できる部分だと感じる。
35	差別解消法が施行されるときにも言われていたが、差別解消法の理念を我がこととして、専ら一般区民のかたに理解してほしいと思ったものだ。 今回も一般の区民の方々にどのようにして条例の考え方を浸透させていくのか、自分に関係ないこととされている方々をどのように巻き込めるかが課題と思う。この課題に積極的に取り組まなくてはならないと思う。
36	どのような組織を作って条例の推進に取り組もうとされるのか。福祉関係・教育関係の職員に固まらず区の組織を横断する形で取り組む組織を作ってほしい。斬新なアイデアによる取り組みで、世田谷は住みやすい優しい街、という実感が得られるようになるとよい。
37	区には自立支援協議会や“地域障害者相談支援センターぽーと”がある。また基幹相談支援センターなど、役割がかぶる組織が存在するように思う。既存の組織が取り組んでいる課題とも関係する部分もあるように思うので、それらの組織との協働、担う分担等を検討していくべきなのかとも思う。 そしてこの条例への取り組みについての情報・進捗状況を区民に公開し、PDCAサイクルに則った評価をして、推進のエネルギーとしてほしい。
38	第4条（区の責務）の部分 職員が障害者および障害者についての知識を習得し、理解を深めるために・・・ 区が福祉に直接かかわることがだんだん減っているので、たまたまこの職場に配置されましたというのではなく、区の職員がじかに障害者と接し理解を深められるような仕組みを区が持ってほしい。
39	第9条障害者（当事者）の意見を聞く機会を設けることには一生懸命取り組んでいただきたい。
40	インクルーシブ教育はその障害特性を踏まえた合理的配慮がなされた結果の産物という捉え方もできるが、一方では放課後等デイサービスなども含め、障害者と健常者の分離であるという意識も心のどこかに置いておくべきだと思う。
41	第1条（目的）および第2条（定義）(1)では、地域共生社会の説明において、「異なる価値観を認め合い」という言葉が、互いの多様性を尊重し、と並列しているのですが、多文化共生に寄りすぎていて、定義として違和感を感じます。 「地域共生社会」を名称にあげている条例ですから、それが何であるか知らない区民にも理解できるよう、丁寧な定義を望みます。
42	第3条（基本理念）では、「障害を理由とする差別に加えて」、として「性別及び性の多様性に由来する複合的な要因により困難な状況に置かれる場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされること。」を明記されていることは、他の条例との整合性があり、施策ごとに縦割りではなく、包括的に区民の多様性を尊重したことが伝わり、地域共生社会を目指すことが伺い知れるので、大変好ましいと評価します。

43	<p>世田谷区において、障害理解の促進に力を入れて、このような条例の制定に向けて努力していただいていることを評価して致します。</p> <p>ただこの条例は区民全ての人に関わる共生社会の実現がテーマなので、『全ての人にとって住みやすい街に』『共に生きる』をメインにして、～障害がある人もない人も～多様性を受けとめる～など、一般区民に関心を持ってもらえるような名称を考えてもらいたいです。</p>
44	<p>障害理解促進は簡単に進むことではないとは知的障害の子どものいる親としては骨身に染みています。それでも多様性を認めることがひいては自分が生き易くなることをもっと広く社会の人に理解してもらいたい。</p> <p>人は誰でも高齢化すれば生活上の不自由さを味わうようになりますし、もっと言えば、若い人でも骨折すれば療養中は不自由さを味わう。多様性を受け入れる寛容さが住みやすい街になることを理解してもらえるような言葉を条文に入れてもらいたいです。</p> <p>理念を掲げて条例を制定し、是非その具体化を施策に取り入れていただけるようお願いしています。</p>
45	<p>区が示した条例検討の発想は、障害の理解、差別が解消されていないから条例をつくるのだと言っているにすぎない。既に様々な行動計画もあり、屋上屋を架するものである。障害の理解、差別解消は、条例云々以前に取り組むべき課題である。条例がないから障害者理解が進まなかったと責任転嫁するのではなく、共生社会の実現のために職員自らが町に出て範を示すべきだ。今必要なのは、条例をつくることではなく、既にあるノーマライゼーションプランや世田谷区障害者福祉計画などを着実に実現する行動力である。再考を求める。</p>
46	<p>「差別」の定義を冒頭に明記すべきではないか</p>
47	<p>この条例が真にその目的を達してゆくなれば賛成する。ただし、往々にしてあることだが、いわゆる”条例倒れ”になってしまわないよう注視したい。この条例実現に当たって目的に外れた愚論交換や余計な経費は厳禁なり。</p>
48	<p>2章 1.普及啓発とは誰を対象に？関心ある人だけ集まり関わるだけでなく、全ての人に周知する形でなければ。広報に載せるのは基本ですが、見るのは限られた人では。</p>
49	<p>第2条で社会モデルを定義した上で医学モデルと相互に関連し合った障害のとらえ方を「(2) 障害」の項で述べるべきだと考えます。</p>
50	<p>障害者団体は非営利である必要はないと思います。これからは多様な団体が出てくると思います。ここで定義する必要があるのは、第6条2項と第13条のためだと思うのですが、障害者団体という言葉、概念自体が古いようにも感じます。条例案に登場する障害者団体は世田谷区障害者団体連絡協議会や世田谷区障害者施策推進協議会に関わっている団体という感じがします。災害時に区と協力する役割を担うということをどれだけの団体が理解して協力してくれるのか。前述の協議団体の他にも障害者団体はある訳で、本気で取り組むのであれば、区内全ての障害者団体に協力を呼びかけるべきです。</p>

51	<p>「親なき後」が定義されていますが、日常的に障害者の支援を行っているのは家族に限りませんし、親なき後を定義する意味が分かりません。大人になれば親は亡くなるわけで、家族支援を前提として考えるのは違和感があります。</p> <p>せめて親ではなく「家族を中心した支援者の不測の事態」とすべきと考えます。</p>
52	<p>条例名は「世田谷区障害者の暮らし未来創造条例」がいいと思います。通称「未来条例」になって常に未来を見据えて改正出来たらと良いと考えます。</p>
53	<p>義務および責務や施策の内容について規定の具体化や強化を図り、最大限、実効性を確保すること。とりわけ区を対象とする条項については、この観点から改めて検討を行うこと。</p>
54	<p>第4条に、「区は、〈前記の条約・法令・都条例〉その他障害福祉に関する法令及び東京都の定める条例〈（以下、関係法規という。）〉の趣旨を踏まえ、区の責務等とされる事項について、必要な施策を講ずるものとする」旨の定めを加えること。</p>
55	<p>本条例の規定と関係法規との関係を整理し、関係法規の定めにも照らして本条例に盛り込むべき事項の取りこぼしがないか確認するとともに、今後関係法規の制定・改正等があった場合には随時同様の確認を行い、必要に応じ本条例の改正も検討すること。</p>
56	<p>第1条および第2条1号中の「心身の機能に障害のある区民のみならず」との規定について、その趣旨に大きな異論はありませんが、とはいえ、心身の機能に障害のある者が「多様性を尊重」され「異なる価値観を認め」られ暮らし続けられる地域共生社会となっているとは必ずしもいえないような現状があるからこそ本条例が必要とされるものであることからすれば、「心身の機能に障害のある者をはじめ」というような文言とした方がより適切ではないでしょうか。</p>
57	<p>第1条中の「心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況や状態の区民が互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、暮らし続けられる地域共生社会」との規定、第2条1号、第3条1号において「区民」との文言が用いられており、第2条6号において「区民」とは「区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう」とされています。しかし、第1条の前記規定、第2条1号、第3条1号において「区民」とある箇所は、全ての自然人を対象とすべきであると考えます。</p> <p>具体的には、次のとおり改めることを提案します。</p> <p>(1) 第1条および2条1号中の「心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況や状態の区民が互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、暮らし続けられる」を「心身の機能に障害のある者のみならず、様々な状況や状態にある人々が互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、暮らし続けられる」とする。</p> <p>(2) 第3条1号中の「区民は」を「何人も、」とする。</p>
58	<p>第2条4号に定められる「障害者等」について、例えば支援を必要とする高齢者や妊婦などが含まれるのかと思われますが、必ずしも障害者の他にどのような人が想定されているのか定かでないことから、例示を行うなどした方が望ましいのではないかと考えられます。</p>

59	<p>第2条5号中の「障害がある者にとって」との規定について、第8条は障害者に加え「日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にある者」から「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明」があった場合における「社会的障壁の除去の実施」についての合理的配慮をも定めており、障害があるわけではないものの「日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にある者」との関係においても「社会的障壁」という用語が使われていますが、第2条5号において当該の者は除外されており、不整合を来していると考えられます。</p> <p>したがって、第2条5号中の「障害がある者にとって」を、「障害のある者又は日常生活若しくは社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にある者にとって」というように改めることを提案します。</p>
60	<p>第2条7号中の「個人、法人又は団体」との規定について、法人は団体に包含されることから、端的に「個人又は団体」と規定するのみで足りるのではないかとも思われます。</p>
61	<p>第2条7号中の「区内において事業活動を行う」との規定について、事業活動を行う者が区の区域内に事業所を有する場合や、事業活動を行う個人や事業活動を行う団体に属する人が区の区域内に滞在して事業活動を行う場合は該当すると解される一方、これら以外の場合で、事業活動を行う者の事業活動が区の区域外から区域内に滞在する区民に対して行われるものであるとき（例えば、通信販売事業者、区内において小売業者により販売される製品の製造業者、コールセンター）は、該当しないのではないかと解されます。</p> <p>しかし、とりわけ第7条および8条が定める、不当な差別的扱いを受けないことや合理的配慮を受けることにより保護されるべき障害者（等）の権利利益は、事業者が前者と後者のいずれに当たる場合であっても異ならず、後者の場合であっても可能な限り前者の場合と同様に扱われるべきです。</p> <p>地方自治法14条1項は「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」（同法2条2項）にかんし条例を制定することができると定めており、ここにいう「地域における事務」とは「普通地方公共団体が、その区域における住民福祉の向上を目的とし、統治作用として処理する事務一般をいうものであって、当該区域の地理的領域にとどまらず、当該区域の住民を含めた地域との合理的関連性が認められるものをいう」と解されます（大阪地裁令和2年1月17日判決）。これを踏まえると、後者の場合についても前者の場合と同様に扱うように定めることは可能であると考えられます。</p> <p>したがって、第2条7号中の「区内において事業活動を行う」を、「区内において、又は現に区内にいる区民に対して事業活動を行い、ないし行った」というように改めることを提案します。</p>
62	<p>第2条7号中の「独立行政法人等」との規定について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律2条5号に定められるものをいうものと推察しますが、括弧書き等によりそのことを明確に規定した方が適切なのではないのでしょうか。</p>

63	<p>区の事業の一部を民間事業者が担うことが増している今日、そうした事業者が区の事業にかんする業務を行うに当たり本条例を遵守するよう確保することは、特に重要であると考えます。</p> <p>そこで、本条例または本条例に附随する規則において、区が事業者と契約する際には事業者が本条例を遵守すること等を条件としなければならない旨を規定することを提案します。また、区の契約約款に、事業者が本条例を遵守しなければならないこと、ならびにこれに反する事実が認められた場合において区が契約の解除および事業者に対する損害賠償請求をできることなどを盛り込むよう提案します。これにより、区において、条例上の権限のほか契約上の権利も活用し、より有効な対応を施していくことが期待されます。</p>
64	<p>一部性的マイノリティへの理解というかたちで障がい者以外にも触れられているところもあるかと思いますが、特に差別禁止という点においては、多様な背景を有する人々を全体的に対象とすべきと考えます。</p> <p>特に昨今では社会の分断がより強調されている中で障がい者、性的マイノリティ、異文化・人種、高齢者といった、マジョリティによる無意識の優越的な立場にある方々から差別を受ける可能性がある立場にある人々全てを含めなければ意味がないのではないのでしょうか？</p>
65	<p>なぜ多様な立場の人々を受け入れる必要があるのか、それをもっと明確に説明すべきです。</p> <p>誰しも自分と共通点を多く持つ人といえることは楽ですし、その方が効率がよいと考える人もいるでしょう。そんな中でなぜ多様な他者を受け入れていくことが必要なのかをわかりやすく明記することが理解促進の第一歩です。</p> <p>それが足りないと、差別禁止や共生といったことを打ち出しても反発が大きく浸透することが難しくなると考えます。</p> <p>今日本の人口が減少している中で、人口に占める障がい者の割合、LGBTQ(性的マイノリティ)の割合、外国人の割合、65歳以上の高齢者の割合は、いずれも増加を続けていて「マイノリティだから」と排除しては社会が成り立たない時勢となっている中だからこそ余計に根本的な他者との共存の意味の理解を促すことは重要です。</p>

66	<p>理解の促進には一人一人にとって多様性を受け容れる事が他人事ではなく自分事と捉えられるような社会のあり方が必要です。</p> <p>そのためには多様な特性を持った人がその人らしく生きる事ができる地域社会が必要です。</p> <p>身近に多様な人が実際にいる事によって理解も進むからです。(問題も起こるでしょうがそれを一つ一つ向き合って取り組む事が大切です。みない事、無かったことにすれば問題はなくなるわけではありません。)</p> <p>これは障がい者や多様な特性を持った人が当たり前にいる世の中する事で、例えばそれらには当てはまらないだろうけれどちょっとした人との違いでイジメを受けたり、引きこもっていたりする人がどう生きやすくなるかという問題解決への道でもあります。マイノリティとは特別な人々ではなく、ある日自分自身もその立場になるかもしれないと想像できる事が大切です。</p> <p>先日近所の商店街で、ろう学校の生徒さんたちが就労体験をされているのをみました。触れ合う中で自然に挨拶の手話を覚えたり、お互いに良い影響を生む良い取り組みと感じました。様々な特性の人たちが安心して地域交流の場を持てるような具体的な取り組みを条例をもとに策定していただければと思います。</p>
67	<p>「世田谷区と区民は、差別をうむ優生思想をなくすよう努力していきます」の文言を入れてください。(理由)私たちは、痛ましい相模原事件を経験しています。優生思想が社会に残っていたことを思い知らされました。その後で作られる条例は、この事件の反省抜きにはあり得ません。</p>
68	<p>基本理念に、「社会の方が障壁を作っているために障害となる。だから障壁を取り除くのは社会の役目」等の社会モデルの定義を明記してください。(理由)この考え方が広く人口に膾炙するのが最も大事だからです。</p>
69	<p>基本理念に「人権尊重のためには、どんな場面で障害当事者の自己決定が大切です」等の項目を独立して記載して強調してください。(理由)「当事者の意見」が十分に聞かれること、そのための支援は、ぜひ社会に浸透してほしい視点ですので、繰り返し明快に記述してほしいと思います。</p>
70	<p>区の企画や後援事業には、差別解消配慮の自己申告書を求めるように定めてください。</p>
71	<p>(社会的経験の確保)の項目を加えてください。(理由)児童の頃から障害を持っていると、「失敗する経験」を通して社会を学ぶ機会が限られている現状もあります。チャレンジのできる社会的経験の機会も考えていきたいです。</p>
72	<p>条例文は、「やさしい日本語」を取り入れ、一般区民にもものわかりやすく明快な文章に直す。(理由)多文化共生のために「やさしい日本語」をすすめる運動があります。この運動に学んで、「誰も取り残さない社会の実現」のためにも、先例にとらわれず、行政文書ができるだけわかりやすい日本語に変えていく決断をしてほしいです。特に、理念を広めるための本条例は、その目的から言って、「やさしい日本語」である必要があります。例えば、本案の基本理念も、一読では理解できません。</p>

73	<p>第2条の定義 障害の範囲について</p> <p>障害と一言でいっても、容態が多様であり進行性である難病、中途障害、症状によって個別対応が必要なケースなど、レベルや範囲が様々であることを明示していただきたい。難病を含む障害は個別具体的なものであり、かなり多様である。特に、第2条の（3）では、「相当な制限を受ける状態」とあるが、読み手によって異なる解釈がなされるおそれがある。</p> <p>様々な症状が現れる進行性の難病や稀少疾患、中途障害も除外されないように表現を変えて頂きたい。</p>
74	<p>第4条 区の責務について</p> <p>① 条例に抵触する行為があった場合、事業者に対して、区は原因究明と再発防止を事業者に講じてほしい。</p> <p>② 区や都の委託事業などの公契約を結んでいたり、保険診療をはじめとする税金・公金が財源の事業者は、業種や規模の大小を問わず、障害者の権利や意志決定を一方的な都合で制限させることを正当化させないようにしてほしい。たとえ不可能である場合であっても、同程度の機会を補償し、それを担保させてほしい。</p>
75	<p>同章同条6項について。「区は障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう」とあります。しかし、第1章第2条（6）では区民の定義に区内に居所しているものだけでなく、息子のように通勤している者もいます。であれば、ここは対象を居住者だけでなく息子のような通勤者も含んだ「“区民”の障害者」にするか、暮らし続けるだけでなく、「働き続けられるよう」と区は対象にすべきではないですか。第4条全体を通してても、区の責務の対象に息子のような区外からの労働者の目線はありません。息子の立場も尊重して下さい。</p>
76	<p>息子は困りごとが区内の職場でありながら、数年単位にわたり放置され続けてきました。しかし息子のようにコミュニケーションが困難な障害者は、直接区と繋がり難いです。家族も同じ区内にいないので困りごとが発覚し辛いです。そんな中で実態を把握出来るのは区と事業者の繋がりで。どんな困りごとがあるのか、合理的配慮はなされているのか、事業者の理解が追いついているのか、プッシュ型で区が事業者に実態調査をして下さい。全事業者では予算的に困難なら、モデルケースで構いません。また大きな事業者に絞った形でもいいです。実態調査をすることで、障害者目線のニーズも見えてきます。区の責務に盛り込んで下さい。</p>
77	<p>第2章第9条について。「障害者の意見を聞く機会」や「普及啓発」とあります。一部の障害者団体の意見は区政に反映されるでしょう。しかしこれだけでは、息子の様な職場での困りごとが発覚しづらかったように、実効性があるかは不明です。ですから、アンケート調査や、事業所でどのように働いたり研修を受けているのかなど、定期的の実態調査することを明記して下さい。</p>

78 近所のスーパーで白杖の男性がカートを使用して買い物をしていました。しかし、カートの上に乘せた白杖は他のお客さんに当たったり、カートで商品棚にぶつかり、商品（果物が散乱・・・）が落ちて売り物にならなくなっていたのを見て「よろしければお買い物のお手伝いさせていただきますよ！」と声をかけたのですが「けっこうです！！」と断られてしまいました。日常におきている事なので、私たちと白杖の方々とは、どのようにしていけば良いのだろうか？？と。ルールが明確なら白杖の方もお店も私達も、良いのにと感じました。

## 条例（教育関係）に関すること

No.	意見概要
1	<p>「第16条の2 区は、インクルーシブ教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」とあるが、障害児の権利と同様に健常児の教育を受ける権利も保護する必要があるので、下記の通り実運用での配慮の配慮が必要と考える。</p> <p>いわゆる「お世話係」を児童・生徒にやらせるのは他の児童・生徒の教育を受ける権利への侵害のため、行わないようにしてほしい。特に特定の児童・生徒に負荷を掛ける事は重大な人権侵害のため、絶対に禁止して欲しい。(障害児の日常介助は大人が必ず対応することを区の責務として明確にしてほしい)</p>
2	<p>インクルーシブ教育が困難な障害児については、積極的に特別支援教育を受けさせることが子供の将来のためになると考える。また、通常学級での受け入れがこれ以上難しいとなった場合は、積極的に特別支援学校・学級への転校・転級を推進して欲しい。</p>
3	<p>IQが平均よりもかなり高いギフテッド児への配慮も考えて欲しい。</p>
4	<p>意識の啓蒙に大切なのは教育だと思います。小さい子供を導く場に障害者を雇用し、様々な障害があってもいろいろなコミュニケーションの方法があり、共に考えて遊んだり学ぶことができるということを肌で感じられる教育を目指して頂きたいと思います。</p>
5	<p>偏見や差別が生じるのは私たちの意識に問題があるのではないのでしょうか。例えば障害のある子どもたちを受け入れていない保育園や幼児教育の場はないのでしょうか。学校はないのでしょうか。幼少期から誰もが同じ世界で暮らしていると肌で感じることできたら偏見など持たないのではないのでしょうか。もちろん家庭でも同様です。大人が障害のある人にどう接しているか、子どもは見て学びます。私たちの社会が自分のできる範囲の役割理を担い、互いに尊重し合っているのだと自然に子どもが受け入れる環境作りが大切です。"いいことをしてやってる""助けてやってる"ではなく支え合う世の中を作ることを望んでいます。</p>
6	<p>このような条例とか平成25年6月に制定された障害者差別解消法についても思うことですが、そのような文言を作らなければならないことそのものが差別を認めていることになります。幼稚園や保育園の頃から、もっとその方たちの存在をきちんと知っておく必要があると思います。ずっと普通学校と特別支援学校別のラインで育ち、大人になって「交流しましょう」「共生社会」と言っても変ではないのでしょうか？特別支援学校を早くなくしましょう。障がいのある児を元気のある児たちから離れてしまい隠してしまっていることになります。</p>
7	<p>アメリカにホームステイをした事があります。驚いたのは、人々が障害者にやさしかったことです。小学校、中学校の頃から、手伝う方法を教えて自然に体が動くようにしておく事が大事だと思いました。</p>

8	<p>これでは、特別支援教育の推進をするということになります。</p> <p>障害児も普通学級でサポートを受けながら健常児と共に学び、育っていく施策を推進すべきです。</p> <p>世田谷区は都内でも、教育施策については進んでいると思います。</p> <p>しかし、障害児と健常児が共に学ぶインクルーシブ教育の施策については遅れています。</p>
9	<p>子どものときから障害のある人に触れることが、障害理解のためには重要と考えます。</p> <p>区立小学校では4年生時に障害理解のカリキュラムはあるかと思いますが、身体障害が中心と聞いていますので、知的障害含めた多様な障害を知る機会を作ってほしいと考えます。そしてできたら、すべての小学校、中学校に特別支援学級を置いて、普段から障害児と接することができる環境を整えてほしいと考えています。</p>
10	<p>第16条は第10条についての意見（第10条「区は、区民が障害に対する理解及び障害を理由とする差別の解消についての重要性に対する理解並びに社会的障壁の除去についての重要性に対する理解を深めるための教育を講ずるものとする。」とあるが、1979年度養護学校義務化以降、さらにインクルーシブ教育が叫ばれて以降、養護学校の在籍者数ばかりが大きく増え、地域の学校への在籍とは言いが、形ばかりの在籍で、実際は養護学校ばかりが少子化の中、やたらと増えている現実を作ってきた教育行政をどこからどのように変えようというのか？。その反省があって書かれているのか疑問である。）を踏まえてほしい。</p>
11	<p>16条「教育の機会の確保等」については、「インクルーシブ教育」といいながら、「年齢及び特性等を踏まえた教育を受けられるよう、教育の機会の確保を図る」になっているので、普通教育を含めた本人・家族の選択について位置づけがありません。例えば「合理的配慮の提供を受けながら普通教育を受ける権利」を位置付けたうえで、「本人・家族の選択を最大限に尊重する」との内容を加えてください。</p>
12	<p>小学2年、高校3年の二人の息子を持つ、専業主婦です。</p> <p>上の子が小学生の時、近所に盲学校、ろう学校があり、交流会がありました。その時の経験を話してくれた息子がとても印象的で、子供の時から色々な人たちと交流する事の大切さを感じました。</p> <p>まずは、お互いを知る事、理解し合うことだと思うので、小・中学生のうちに交流できる場があったらいいと思います。</p>
13	<p>第3章 第16条（教育機会の確保）</p> <p>ほかの条例に比較して内容が薄い感じを受けました。インクルーシブ教育は、学校教育の抜本的な見直しを迫るものと思われます。教育委員会の在り方、学校環境のバリアフリー化、学習支援の仕組み、教員の研修カリキュラム、学習指導要綱検討などの課題がどのような方向に進めるのか条例レベルで示していただけるとインクルーシブ教育に期待される家族の指針になるのではないのでしょうか。</p>

14	<p>10条 教育はとても大事だと思う。若い心のやわらかいうちに障害者のことを知る、障害者が生活している、働いている現場を見て一生懸命に生きている彼らの生活を実感できる機会を作ってほしい。既存の社会資源、例えば、就労支援機関、B型事業、生活介護の現場を利用しながらやれることもあるのではないか。</p>
15	<p>(13) インクルーシブ教育の定義は、障害者の権利に関する条約で、「インクルーシブ教育システム」について述べられていると思いますが、それをまるっとまとめたような文章で、正確性に疑問を感じました。</p>
16	<p>インクルーシブ教育については、区では具体的な計画はなされているのでしょうか。区立の小中学校における配慮を要する児童生徒の受け入れについて、全ての子どもを受け入れる覚悟が教員にあるのでしょうか。</p> <p>様々な人が教室にいることが社会の縮図だという思いはありますが、それをどのようなやり方で児童生徒、保護者、教員の合意形成に導くのか。困難な課題はたくさんあるとは思いますが、理念を語る条例なのであれば理想を言葉にしてもらいたい。全ての子どもは地域の学校で受け入れる体制を整えることを基本としてほしいと思います。</p>
17	<p>インクルーシブ教育について</p> <p>第2条は、ともに学び育ちあう教育とかけ離れ、「障害」特性による分離教育が世田谷区でもますます進んでいる。本人保護者の意向に反した強引な就学先の強制や付き添いの強要など差別も見られるところである。</p> <p>したがって、ここは「教育制度一般から」ではなく「ともに学ぶ場」から排除されないとすべき。</p> <p>第16条は「年齢及び特性を踏まえた」を削除し、「教育の機会の確保を図る」を改め「ともに学ぶ教育の場を提供する」とすべき。</p>
18	<p>今回の条例案にある障害理解の考え方に関し、その教育分野において懸念を感じております。国際条約(障害者権利条約)に批准している以上、日本は「障害」によって学ぶ場所を分けてはならないとするインクルーシブ教育の実現を目指さねばならないことになっております。従いまして、条例案の第16条は、まずは、「区は、インクルーシブ教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」(これを第1項とする)という原則の確認が先に来るべきと考えます。</p> <p>本来であれば、これのみで十分なのですが、インクルージョンのための合理的配慮につなげる観点から、現在の第1項にある表現を活かし、「区は、障害者等がその年齢及び特性等を踏まえた教育を場所を分けずに受けられるよう、合理的配慮を講ずるものとする。」(これを第2項とする)としてはどうかと考えます。</p>

19	<p>「第2条（13）インクルーシブ教育」について</p> <p>共に学ぶ機会を当たり前のように普通級の教室で与えて欲しいです。受け入れる力は子供たちの方がよっぽど柔軟に感じます。小中学校は一人一人お互いの個性を学ぶ大切な機会です。支援級や支援学校を増やすことは何かを理由に人を分け、分断するのが社会だと潜在的に教えていることになってしまいます。</p> <p>基本は全ての希望者には地域の普通級で過ごすことが推奨されること、普通級の中で合理的配慮がなされることを望みます。</p>
20	<p>第一章総則第二条（13）インクルーシブ教育 について</p> <p>「障害のある者が教育制度一般から排除されないこと」とあります。この表現では、全くインクルーシブ教育にはなりません。「一般的な教育制度から排除されないこと」と改めるべきです。</p> <p>日本の教育行政は、障害者権利条約を正しく履行する義務があります。正しい履行は正しい理解からしか実現できません。</p> <p>一般的な教育制度とは通常学級のことであり、通級・特別支援学級・特別支援学校は一般的な教育制度ではありません。通常学級で必要な支援や配慮を受けることがインクルーシブ教育です。</p> <p>条約では特別支援教育も認めていますが、あくまでインクルーシブな環境で行うものとしています。障害児者だけを分けて集めた通級・特別支援学級・特別支援学校はインクルーシブな環境ではありません。</p>
21	<p>第3章第16条の表題をインクルーシブ教育の実現・推進とし、1項2項を入れ替えるべきです。</p> <p>インクルーシブ教育は通常学級で必要な配慮・支援をすることで可能になり、インクルーシブ教育を前提としない「特性を踏まえた教育の機会を確保」では、通級・特別支援学級・特別支援学校でも可能なこととなります。</p> <p>障害者権利条約は特別支援教育を認めていますが、あくまでインクルーシブな環境で行うものとしています。障害児者を分けて集めた通級・特別支援学級・特別支援学校はインクルーシブ教育ではありません。</p> <p>インクルーシブ教育が実現するために必要なことは以下の通りです。</p> <p>通常学級1クラスの児童生徒数を大幅に減らすこと、学校に子どもを合わせるのではなく、学校が子どもに合わせて無理のない時間割にすること、教員を増やすこと、教員の事務仕事を減らし授業の準備や子どもへの対応に専念できるようにすること、障害者権利条約や子どもの権利条約の周知と正しい理解を柱とした教員や教育委員会や保護者の意識改革、子どもを既に完成された存在とし見る者によって見え方が異なるだけと捉えること、学力の向上でなく才能を引き出す教育への転換等。</p> <p>通常学級に通う障害児者の保護者が付き添わないためにはどのような仕組みが必要か。全ての子どもが共に学ぶにはどのような仕組みが必要か。教育予算を大きく増額し、福祉政策と教育制度を俯瞰的有機的に変革してください。</p>

22	<p>本条例案第1章第2条(13)において、インクルーシブ教育とは「障害のあるものと障害のないものが共に学ぶ仕組み」であると定義づけしています。</p> <p>しかし、第3章第16条では、分けることを前提とした特別支援教育の推進を掲げています。特別支援教育は、障害の有無により子供を分けることが前提の「分離教育」です。誰もが同じ場所で共に学ぶことを基本とするインクルーシブ教育の定義に相反しています。</p> <p>共生社会の実現に必要なのは、「特別支援教育」ではなく「インクルーシブ教育」です。</p> <p>16条の表題は、「教育の機会の確保」ではなく、「真のインクルーシブ教育の推進」であるべきだと考えます。</p> <p>以前から、区長も教育長も、障害のあるなしに関わらず共に学び育つ「真のインクルーシブ教育をめざす」ことを明言し、これは世田谷区の教育政策になっていると思います。</p> <p>条例においても真のインクルーシブ教育の実現を明記し、必要な施策を講ずることを強く望みます。</p>
23	<p>そもそも、インクルーシブ教育とはどこまでのことを指していますか？直接の副籍交流の利用者はコロナ以前でもどれ位ですか？幼児期から障害のある子と一緒に混じっていないと、根本的な解決にはなりません。支援学校での教育は大変素晴らしく感謝していますが、困って社会に障害児がいないことになっています。大阪の「みんなの学校」、奈良県の大正中学校のように同じ教室、同じ空間に毎日一緒にいる環境、そこまでしてインクルーシブ教育と言えるのではないのでしょうか。</p>
24	<p>インクルーシブ教育は今、義務教育課程にあるお子さん達が対象ですね。義務教育を終えた大人達の教育も必須だと思います。</p>
25	<p>インクルーシブ教育の定義を見ると区は居住地の学校へ行くべしと言っているようにとれます。日本一古い肢体不自由児学校のある世田谷でこの表現は違和感あります。居住地の学校に通うこと以上に大切なのは、その人が望むその人に合った教育が保障されることです。インクルーシブ教育が全てであるかのような条文は削除すべきです。</p>
26	<p>「養護者」という言葉は前近代的なので「支援者」で統一すべきと考えます。</p>
27	<p>この8月に、ジュネーブで国連障害者権利委員会の日本政府審査会が開催されます。秋には勧告が出されます。この時期に条例を作成するのですから、制定時期が少し遅れても、是非その内容を踏まえて検討を重ね、国際社会に通じるものにしてほしいです。</p>

28	<p>2条（13）のインクルーシブ教育の定義ですが、障害者権利条約の24条をまとめた表現になっています。この中の「教育制度一般」に関する理解ですが、日本政府は、この中に「特別支援学校や学級」なども含まれると解釈していますが、2016年に国連障害者権利委員会から出された「障害者権利条約一般的意見4号」では、「インクルーシブ教育とは、障害のある人が障害のない人と一緒に学ぶことをいう。全ての人、学校の、カレッジの、大学の同じクラスと一緒に学ぶこと。これは、障害のある人が、ほかの人と分けられて他の学校やクラスに追いやられないことを意味する。」と明記されています。つまり、世田谷区でいうならば、「教育制度一般」とは、小中学校の通常学級であることを確認してください。</p>
29	<p>16条について      昨年度の第3回定例世田谷議会において、中村副区長は      「子どものころから、障害のある人もない人も同じ環境で共に学び育つインクルーシブな教育を通じて、それぞれの違いを認め、理解し合える人間関係が自然と構築されていく経験は、すべての子どもたちの育ちにとっても大切なものだと考えております。このため『せたがやノーマライゼーションプラン』では、インクルーシブ教育の推進を施策の一つに位置づけ、どの子どもも等しく認められ、尊重されるインクルーシブ教育の推進を目指していくことにしております。条例の検討にあたりましては、教育委員会の参加のもと、合理的配慮やインクルーシブ教育の視点を教育現場である学校とも共有しながら、学校においてインクルーシブの理念に関する理解が深まり、地域にも普及していけるよう取り組むとともに、教育の位置づけについても検討してまいりたいと考えております」と、答弁されました。</p> <p>インクルーシブ教育は共生社会の実現に必要な不可欠なものであり、その趣旨に沿って条例を作成すると表明されています。</p> <p>また、資料2の「世田谷区が目指す地域共生社会の実現に向けた取り組みイメージ」では、課題解決の取り組みに「インクルーシブ教育の推進」と明記されています</p> <p>以上の理由から、16条の表題は、（インクルーシブ教育の推進）とし、第2項「区は、インクルーシブ教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」を第1項とすべきです。</p> <p>⑦ 第1項の「区は、障害者等がその年齢及び特性等を踏まえた教育を受けられるよう、教育の機会の確保を図ることその他の必要な施策を講ずるものとする。」は、特別支援教育の内容です。障害の特性によって教育の機会が分断されてきました。本条例の趣旨とは異なりますので、削除すべきです。</p> <p>⑧ 以上、ご検討ください。</p>
30	<p>「インクルーシブ教育を通じて、どの子ども、全ての児童生徒が共に学び、共に社会をつくる存在であることを学びます」の文言を入れる。（理由）インクルーシブ教育を、「排除されない仕組み」とだけ捉えるのではなく、共に育つ全ての子どもに必要な学びと捉えてほしいです。学校教育から多様性の社会を担っていく市民を育てていきたいです。</p>

31	<p>第2条(13) インクルーシブ教育 障害のあるものと障害のないものが共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること及び個人に必要な合理的配慮が提供されることをいう。</p> <p>→記載されている</p> <p>「初等中等教育の機会」は障害児だけ集めて教育する特別支援学校も含まれることになるので「通常の学級で個人に必要な合理的配慮が提供されることをいう」が適切と思います。</p> <p>また、「教育制度一般」ではなく、「一般の教育制度」だと思います。</p>
32	<p>第16条 区は、障害者等がその年齢及び特性等を踏まえた教育を受けられるよう、教育の機会の確保を図ることその他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>→「障害者等がその年齢及び特性等を踏まえた教育」</p> <p>このような表現は特別支援教育だと思います。なぜならば、通常の学級に障害者の特性を踏まえた教育はないからです。インクルーシブ教育であるならば、障害のある子とない子が共に学ぶ普通教育を確保し、その為に必要な施策を講ずるものと、謳うべきだと思います。</p>
33	<p>5.教育の機会の確保について</p> <p>真のインクルーシブは、共に学び理解し認め合う社会です。それは、その手段、特性を踏まえた特別支援学級等で、子供を分けてしまうことは、ひいては社会の分断につながります。分けることは国際条例に違反しています。分けないで、どうぞ真のインクルーシブを！</p>

## 条例（バリアフリーなど）に関すること

No.	意見概要
1	<p>障害者にとって、外出しやすい町作りを願います。たとえば歩道のデコボコを直し、歩きやすくする、駅のエレベーター整備などです。</p> <p>障害のあるなしや年齢の差などの違いにかかわらず交流が気軽にできる場所があると良いと思います誰もがちょっと出かけて誰かと話せる場があれば理想です。</p>
2	<p>近隣にも高齢ひとり暮らしの方が増えています。私もそのひとりです。皆で自分の出来る力を出しあい、助けあって住みやすい区のまちづくりを進めていきたいと思います。ベンチの寄付もつづけて募集し、ベンチが増えることを心から希みます。</p>
3	<p>車道と歩道の間の数cm～数mmのわずかな段差が目の不自由な方や足の不自由な方、車椅子の方々のストレスになっていることをご存知ですか？施設のバリアフリーも大切ですが、道路のバリアフリー化も進めてほしいです。また道にはみ出した樹木や花も同様です。歩行時に危険な樹木は区が伐採できるような条例を作ることはできませんか？</p>
4	<p>横断歩道の時間ですが、1人での歩行ですと、横断する時間が足りないと感じました。道路のバリアフリーを多く必要と思います。</p>
5	<p>駅の階段は改札口がいくつもあるのに、スロープは1か所のみ、商店街の石畳は全く理解できず！！入口、通路の幅に至っては拒否されているようです。店の商品の並べ方等、指導すれば改善できるのではないのでしょうか。</p>
6	<p>妻が認知症になり、様々な障害とぶつかり合いました。歩道の整備されていない道。古いクリニックにはスロープが無く新しいクリニックへ連れて行かねばならなかった。特に道路はいかに車道が優先で整備されているか、もっと平の丁寧な仕上げをしないと口先だけの社会となっています。</p>
7	<p>区主催のコンサートでは障害者用の座席（スペース）は用意されていると思いますが、駐車スペースへの配慮が弱いと感じています。優先的に止められるようにして頂ければ、より参加しやすくなると思います。</p>
8	<p>階段にスロープ(或いは手すりでもよい) は是非つけて欲しい。</p>
9	<p>地区会館のバリアフリー化の推進をお願いします。</p> <p>早急に設置していただきますようお願いいたします。</p>
10	<p>車いすの方の駐車場がまだまだ問題があると思います。私は両親の介護、介助もかねて福祉介護タクシー経営しておりますが、駐車場、乗り降りする場所に不満を感じます。トヨタハイエースリフト仕様で全高2.2mの為、世田谷区の公的施設の地下駐車場に入る事は出来ません。駅前のコインパーキングもリフトを降ろすスペースも無いです。やはり健常者に比べ少数の人達を考える余裕はないのかと思われます。</p>
11	<p>たくさんありますが、第一に道路がきたないです。道路整備をもっとしっかりきれいにして下さい。道路整備会社を技術的に向上するよう教育してほしい。又、石だたみのレンガがボコボコしていて、車イス歩行は困難です。なにしろ道路表面が汚ないです。なぜですか？また雨水が道の脇に流れるように設計できないのでしょうか。</p>

12	道の途中で休めるベンチが欲しい。健康の為に歩くことは必要です。でも休むベンチがありません。区の施設の廻りには花壇とベンチを！花は一年草ではなく宿根草を！シニアが要介護となる前に散歩で足を鍛え、会話ができるようにベンチが欲しい。バス停の屋根付きベンチもお願いしたい。
13	道路がきたないです。レンガ作りの道はボコボコです。 車いすの方はむずかしいです。 せまい道路において歩道がないので車が通る時、電信柱がじゃまです。なんとかありませんか。車イスでは通るのにこわいです。
14	第4条3項、第5条、第19条の運用に関する指針等に施設へのアクセスへの配慮を明記して欲しい。

## 条例（意思疎通など）に関すること

No.	意見概要
1	小さい時から差別のない教育をする、またコミュニケーションにITを活用する。ひきこもりがちの人へ声をかけるシステム作りなどが大切だと思います。
2	脳性マヒ言語障害者、言語障害の私は差別されても言い返せません。いい返せる勇気と言葉を下さい！手話通訳の方はやってくれませんでした。民生委員等も、あんしんすこやかセンターの職員も言葉の不自由な人の内なる言葉を、どうぞ気に掛けて理解してください。お願いします。
3	区が2021年8月に「障がい理解の促進及び障害者の差別解消、手話言語などの情報コミュニケーション等に関する条例」制定の考えを示し、専門家会議が設けられ、年度内に3回開催されました。 手話言語が母語であるきこえない会員の理解をはかるよう説明していくことは何よりも優先していきたい。
4	第20条「意思疎通の促進のため」に何をやるというのか？考えがあって書いているのか。
5	第20条について区は、視覚障害者のための図書館利用の整備を非常におろそかにしてきた。今年度から少しずつ改善しようとしているが、充実させてほしい。
6	第21条について人材養成とは、何か新たな組織でも考えているのか。示してほしい。 ちなみに点訳者養成には10年かかるといわれている。今から本気で取り組まないと世田谷区には、点訳者がいなくなってしまう。まったなしである。
7	第4章 意思疎通の定義では、心身機能障害による意思疎通の障害に限定されているように思われます。他言語圏の在留外国人の意思疎通の問題は、含まれていないのが残念です。 情報コミュニケーションの推進は、ツールの普及を意味している印象ですが、社会的なサービスの公平な提供と制度の理解と公正な運用がその目的かと思います。 定義の文章で「円滑に情報を取得、利用」とあるのは「区の実サービス情報の円滑な取得と利用」とした方がよいように思います。潜在的な障害を持たれている人、家族は、一般的な社会サービスの内容理解の不足があり、取得、利用をされていないからです。

8	<p>情報コミュニケーションのところで意思疎通の支援がありますが、知的障害者の意思決定に関わる支援をはっきり明記していただきたい。知的障害者もわかりやすく、丁寧に様々な選択肢があることを説明をすれば意思決定することは可能です。</p> <p>もっと言えば、このような条例は当事者の生活に深く影響を及ぼすものであることを考えると、制定の前に知的障害者にも丁寧な説明をして、この条例はあなたの生活のこういうところがやり易くなる等、当事者が具体的なイメージを持ちやすくしながら、意見を聞くという過程を取り入れてほしいです。</p> <p>これは障害者権利条約にもある、『私たちに関することを私たち抜きで決めないで』に関わる過程なので、重要視してもらいたいです。</p>
9	<p>1.情報の公開と共生社会の係わり</p> <p>2.理解の共有の実現</p> <p>1.2を実現するため区の情報発信を促進する</p>
10	<p>第1章第2条（10）に障害当事者との意思疎通等の為の手段として例えば手話や点字など、具体的な方法が述べられています。これは障害当事者への合理的配慮だと思われます。一方で、私の子どもは知的障害の特性により、相手の話を理解し、相手に自分の意志を伝えるのが困難です。私の子どもの様な場合は、本人の意志をある程度の時間をかけて読み取り、また周りの方の説明を噛み砕く具体的な合理的配慮が必要不可欠です。しかし、条例にはこういった「聞き取り」による合理的配慮が明記されていません。是非明記して下さい。</p>

## 条例（地域生活など）に関すること

No.	意見概要
1	世田谷区内に重度知的障害者の入所施設を作ってください。やはり住みなれた区内に施設があってほしいのです。
2	障害者の親については、親の健康寿命を考えて、親の高齢化に伴う障害・制約を持つ「子」へ、親に代わって何をサポート出来るのかを十分に考慮して条例に盛り込まれる事を期待します。
3	うつ病など心のケアが必要な方々への専門的医療支援を是非区内全域で拡大して頂きたいと思えます。特に若い世代のうつ病など精神的疾患が社会に及ぼす影響を多面的に考慮し、中長期的な視点で、そうした方々の健康サポートが地域社会の中で根付く様な仕組みが必要であると思えます。
4	障害者福祉施設の充実です。たまたまこの1月から生活介護施設にお世話になることができましたが、65才以上になると施設を変えなくてはならず、できたら、そのまま継続させて頂ければと思えます（75才位まで）
5	「地域の支え合い」のためにも障害のある方、その御家族から又関係機関からせめて、地区担当の民生委員児童委員、社協あんすこ、自治会などに対して「ここに、こういう障害のある人が住んでいます。」という情報をお伝え頂きたいです。正確な状況がわからなければ、正しい対応が出来ないと感じますし、不要な誤解やトラブルの元にもなり得ます。
6	知的障害者は声を上げられないので、後回しにされることが多いです。私の娘50歳代は、自立して生活するのが難しいので、親なき後の生活がとても心配です。区内でも西の方にはグループホームが出来ていますが、世田谷地区はまだ数が少ないです。生まれ育った、なれ親しんだ場所に住み続けられる事を強く希望します。都営住宅を開放してください。
7	「障害者福祉施設の整備の促進」とありますが、我が家の娘は交通事故による脳損傷が原因で、四肢体幹麻痺・言語不能になり、車椅子には座れますが、24時間介護が必要です。衣食住全てにおいて一人でできず、一人暮らしは全く不可能の状態で、親も高齢になり、親亡き後対策としてグループホームでの生活を模索しておりますが、世田谷区ではこういった重度障害者を24時間受け入れる施設が少ないため、まずは「障害者福祉施設の整備の促進」を大至急お願いいたします。
8	近所に都営住宅が沢山あります。その一棟でもショートステイ用に開放して頂ければ、これから先高齢の保護者が何かあった時等に、予約無しでも宿泊出来る施設があれば、どれ程安心できると思えます。
9	知的障害者に対する知識の普及、啓発活動の拡充。知的障害者は自ら提案することが難しいことだと感じています。 区内にはグループホームが足りていません。知的障害者の施設を新たに設置する際に、地域住民の反対などが無いよう、啓発活動などで理解を深めるようにしていけるような条例に基づく取組が必要だと感じています。

10	<p>重度の障がい者がいます。災害時、在宅避難ができてでも電源が確保できないと体調を崩し最悪の事も起こります。また十分に物資を準備していても不足してきた時に誰が助けてくれるのか、こちらの状況をお知らせするには、と不安になります。災害用アプリを作っ て欲しいです。</p>
11	<p>医ケア児者を受け入れるショートステイ先がありません。東リハは機能していません。区 からも中身をちゃんと見に行っていて欲しいです。</p>
12	<p>コロナワクチン接種の際、駐車場利用について希望ヶ丘複合施設に電話で尋ねたところ、路上駐車しておいて受付に了解を得て駐車するようにとのこと。到着した旨を電話連絡したらコーンを外してもらえないかとお願いすると、代表電話は離れた別の事務所にある 為できないとの回答でした。以前烏山区民センターでも受付で了解を得て来るようにとのこと でした。足が悪いので一歩でも多く歩かないようにしているのに許可を貰うために、駐車場と 受付を往復しなければならない。利用を諦めました。 いくら施設のバリアフリー化の推進を図っても、障害者用駐車場ありますのポーズだけでは、 ないのと同じです。特に行政に携わる方々には切に願います。</p>
13	<p>防災について、特に地震、災害、警報、台風等の避難所の問題があります。 聴覚障害者専用の避難所と言える施設は無いようです。一日でも早く安全な避難所への 手話通訳者の派遣に関しても具体的な方法などは公表して欲しいです。</p>
14	<p>先日も障害を持つ子と心中という記事がありました。条例でも「親なき後」という用語 定義がありましたが、その不安が心中という形になっていることを受け止めて対策を検 討いただきたいと思います。今親としてやっていることを、健常な子に肩代わりさせるこ とは、費用的にも精神的にも、とてもできません。家族の犠牲を前提とすることなく、家 族も含め養護する施策を強く望みます。</p>
15	<p>第13条「区は、障害者等を支援する事業者及び障害者団体と連携し、災害時において 避難行動に支援を要する障害者等に、必要な情報の提供及び避難場所での適切な配慮が 行われるよう必要な施策を講ずるものとする。」というが、今まで区と話し合ってきたと ころでは、「お粗末」と「逃げ腰」ばかりだった。これから、どのようにして改善する というのか？</p>
16	<p>第14条「区は、障害者の重度化・高齢化や、障害者と暮らす家族の親なき後の不安に 対し、障害者や家族に対する支援施策が計画的に確保されるよう、障害者等が住み慣れ た地域で安心して暮らし続けられる支援体制の構築に必要な施策を講ずるものとする。」 というが、現状は、障害者の住宅確保も絶望感を幾度もなめさせられるような、現実で ある。何をすることで、「安心して暮らせるよう」にするのか。信じていいのかがうかが えない。</p>
17	<p>第14条2項「区は、障害者等の地域生活の継続や施設から地域での生活への移行に寄 与するグループホームや通所施設等の施設の確保に必要な施策を講ずるものとする。」と あるが、精神障害者の方が世田谷区民であるのに、地方に入所させられている。地域移 行と掲げているが、実際にどれだけの人が戻ってこれたのかを聞いたことがない。 そう言う実態があることをどうしようとしているのかが感じられない。</p>

18	<p>第14条の「地域で安心して暮らし続けられる支援体制の構築等」については、「地域生活の継続や施設から地域での生活への移行に寄与するグループホームや通所施設等の施設の確保に必要な施策を講ずる」となっていて、在宅の介助保障や公営住宅・民間賃貸住宅への入居支援といったものが位置付けられていません。なので、現在の「2」を削除または「3」とした上で、「2区は、障害者等が自ら選択した場所に居住し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な介助を受るための支援を行うとともに、緊急対応にかかるセーフティーネットを保証する。同時に、区内の公営住宅ならびに民間住宅への入居支援等の障害者等に必要な居住支援を講ずる。」といった内容を加えてください。</p>
19	<p>第1章第1条(12) 親なき後という記載は、親が障害者の世話をしなければいけない前提があるように思われる。保護者、後見人などに言い換えた方が良い。障害者家族の生活や人権が守られるべき。ヤングケアラーや老障介護なども含め問題意識を持ってほしい。</p>
20	<p>地域の支える機関の整備と連携強化も素案に載っているので、ぜひともお願いしたいのは、障害者の家族への支援です。</p> <p>障害者が社会で生き生きと暮らす為には、本人と家族と地域機関とのチームワークが必要です。</p> <p>どんな介護支援を受けられているとしても、基本的には障害者を家族が様々な面で支えなければなりません。</p> <p>ところがその家族への支援は皆無に近く、家族は障害者をケアする事・各種福祉機関と医療機関と連絡する事・各種介護の各種申請に追われています。</p> <p>各種機関と医療機関との連携、手続きの簡便化、家族の精神的ケアをお願い出来たらと、心底願っております。</p> <p>ケアマネジャーさんの機関をもっと充実させて、全てをコーディネートして下さると助かります。</p> <p>「これはあんしんすこやかセンターへ提出、これは北沢総合支所へ提出、これは病院から入手して下さい」…とバラバラではなく、こちらが書類一枚をケアマネジャーさんをお願いしたら全ての書類が整うようお願いしたいです。</p>
21	<p>障害児の保護者の立場から申し上げますと、就学期（学校教育と福祉サービス）の安心満足度は高まっています。が、それ故、卒業後の生活に対する不安は増幅しています。</p> <p>卒業後に毎日過ごせる社会（施設や企業）を増やし、育ててください。</p> <p>そこは各人が一人の人間として尊重される場所であり、また学校教育で受けた力を生かせる場所であるはずです。</p>
22	<p>やがて来る親なき後に向けて、条例（素案）に謳われている通り、障害者本人にとって「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支援体制が構築され」、保護者にとって我が子を安心して託せる社会（＝世田谷）がいち早く実現するよう、切にお願い申し上げます。</p>

23	<p>精神障害者が家族に依存したり、家族を追い詰める事なく、自立して社会生活に入っていく為に、生活と心の両面のサポートをしてくれるホームに入る事は本当に大切な事と思っております。</p> <p>ですが精神障害の場合、ホームに入れてもわずか3年でそこを出なければなりません。せっかく家を出て一人で暮らす事を納得し、決心してくれても、3年で出るのは、当人にとっても家族にとっても負担は大きく、今まで築いて来たサポートがもったいないと感じられます。</p> <p>また精神的に不安定な当事者にとっては、安心をくれる世話人さんの存在はとても大きいと思っています。しかし家族では依存が発生するので、その役割は出来ないのです。それは痛感しております。</p> <p>精神障害者が地域社会で生き生きと暮らすためにも、ぜひ長期間入れる、または終身のホームの整備をぜひよろしくご検討戴けたらと思います。</p>
24	<p>4. 第14条 「地域で安心して暮らし続けられる支援体制の構築等」</p> <p>(1) 「区は、障害者の重度化・高齢化や、障害者と暮らす家族の親なき後の不安に対し、障害者や家族に対する支援計画が計画的に確保されるよう、(略)支援体制の構築に必要な施策を講ずるものとする」</p> <p>(2) 「区は、障害者等の地域生活の継続や施設から地域での生活への意向に寄与するグループホームや通所施設等の確保に必要な施策を講ずる」</p> <p>(1) については、「重度化、高齢化」の表現や「親亡き後」など「8050」対応が基調になっている。</p> <p>(2) については、「地域生活の継続・施設から地域へ・グループホーム・通所施設」等の表現にみられるように、障害者に、限定された生き方を強いる現行の施策を反映した表現になっている。</p> <p>わたしたちは長年、世田谷区に対して24時間の公的介助保障を要求して活動してきている。その結果、世田谷でも日常生活全般に介助を要する当事者が24時間の公的介助支援を受けながら単身で生活するケースも近年増えてきている。</p> <p>親の介護に頼ることなくどんなに重い障害があっても地域で、限定された生活スタイルではなく当事者が望む生き方(住まい方、毎日の生活のありよう)が送れるよう支援策を構築するという区の責任を明記すべきである。</p>
25	<p>第14条について。障害当事者の人生を支援しているであろう親の死後の「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる」とあります。しかし区外在住の区内の労働に従事している障害者にとっては、「安心して働き続ける」ことが出来るかどうか重要で、親の死後の不安です。この条項に限らず、この条例全体で、生活者や通学者、福祉施設の利用者としての視点は数多くあれど、労働者としての障害者の目線が足りません。働く障害者に関する条文は何も第17条だけではないはずで、福祉の受け手だけでない目線をもっと入れて下さい。</p>

26	<p>「緊急介護人派遣（区制度）」の「対象」を拡充してください。</p> <p>というのも、「親亡き後」も住み慣れた地域での自立生活を希望している「愛の手帳“4度」の友人がいます。</p> <p>日常生活の多くはできますが、各種手続き（役所・銀行など）や郵便物の処理は一人では難しいのでサポートが必要な方です。（主に高齢の親御さんが必要に応じサポート中）同制度を利用できれば「理解のある気心の知れた周囲の方々に気兼ねなく相談ができる。サポートを受けられれば親亡き後も住み慣れた地域で安心して自立生活を続けられるのに・・・」とご本人や親御さん、また周囲の方々も考えられています。ですが、残念ながら現状「愛の手帳4度」の方は「対象外」で利用できません。</p> <p>同制度の拡充がなされれば、上記の友人のみでなく同じような境遇の（障がいの程度は軽度の認定だが単身での自立生活は困難と思われる）方々も将来にわたり世田谷区の住み慣れた地域で安心して自立生活を続けられる可能性が高まると思います。</p>
27	<p>入所施設が極めて少なく、グループホームができて入所に条件をつけられている。条件をなくしてください。例えば、概ね自分のことが処理できる、入浴が出来る、洗濯が出来る、1人で通所できる等々。これにあてはまらない人は親亡きあと区外、市部、他県等と生まれ育った所ではなく、見ず知らずの人、覚えのない土地の施設入所となる。安心して暮らし続けることはできません。これは差別です。お金、予算がないからできないと見捨てられています。知らない地で淋しく、わけもわからず暮らすことで早逝することにつながります。早急にこの事態をなくして欲しいです。</p>

## 条例（活躍の場、スポーツ、文化芸術など）に関すること

No.	意見概要
1	障害者が気軽に参加できるスポーツ施設を充実してほしい。いくつかの施設を見学しましたが、いずれも入会金、会費が高額で入口には段差があり不便でした
2	地方には障害者が働く場とアトリエが併設されている所が多々あり、紹介されている。区でも、手芸品など作業場で作った物を販売しているが、作っている物が同じような物ばかりで、協力して寄付をしたいと思っても、ほしい物があまりない。もっと大規模なアトリエで自由に製作にとり組んで、才能を発揮して発掘して、「芸術家」を誕生させるような施設を作ってほしい。パン作りや、そうじ、草むしりの作業より、もっともっと才能を生かせる人もいるはずだ。コロナを機に「アート」も人気の今、作品を展示、販売するなどの企画も増やしてほしい。
3	障害者などマイノリティがいろいろなシーンに登場していることが必要と感じています。日常的な場所にあたりまえに居る状態が必要です。例えばボランティアでも障害者も受ける側だけでなく、参加する側になるような環境整備をしてほしいと思います。
4	日頃身障の方々と接する機会が無いので意識が劣ってます。そこで年2回位、身障の方々の展示即売会（手作が良い）を開いて、地域の図書館、地区会館利用して、町会各委員の方にお手伝い戴いて、より接点の場があればと思います。
5	第19条「実現している」と宣伝できる一番派手なものがイベントである。もっと日常の他の部門の充実に回せ。
6	発達障がいの子供には、体を動かすことが望ましい場合があるが、集団での習い事となると難しく、狭い療育の室内で軽く身体を動かして終わってしまう。地域の体育館やホールで、障がい児でも周りを気にせずに参加できるスポーツや音楽会を設けて欲しい。
7	第19条に「障害者等」という言葉があります。スポーツ・文化のジャンルこそインクルーシブでなければなりません。障害者、健常者の垣根なく楽しめるe-スポーツが台頭している時代です。新しいスポーツ、文化の普及に積極的に取り組むことに言及すべきと考えます。

## 条例（就労関係）に関すること

No.	意見概要
1	<p>私は、現在就労継続支援B型に通所し数ヶ月経つ子どもを持つ母です。</p> <p>区の職員の方と共に区内就労移行支援、就労継続支援A型、B型何か所も長い期間かけ見学体験させていただきましたが、場所・内容の面から結局区内ではなく区外B型に通所しています。</p> <p>賃金の面から当初はA型が希望でしたが、区内に一か所だけで書類選考で残念な結果でしたので諦めた経緯がございます。</p> <p>A型を今後増やしていただくことは可能でしょうか？</p>
2	<p>B型におきましても、現在通所している所も手作業中心であり、区内も内容的に子どもの理想とするITや若者に特化した作業所が無いように思われます。</p>
3	<p>B型におきましては、工賃ももう少し上げていただければ、モチベーションアップにつながるのではないかと考えます。</p>
4	<p>就労について、実態調査をやって、実現目標を具体的に出して取り組んでほしい。</p>
5	<p>第17条 就労支援</p> <p>第17条では、障害当事者と事業者に対する支援があげられています。行政の支援としてそれだけでなく就労事例を積極的に広報することを条例化してもよいかと思う。職業生活は、社会の役割を自覚することで充実、継続する力になると思うからです。区による広報は、事業者にとってもメリットは大きいとおもわれます。事業者の活性化につながると思います。</p>
6	<p>新しい区役所が建設された暁には、多くの障害者が雇用され社会参加が促進されるとよい。</p> <p>一般区民の目に触れる機会が生まれるとよい。</p>
7	<p>すでに就労支援については国の定めに基づき一定数の就労の場確保が達成されていると思うが、区独自の基準として就労率の上限を上げてほしく思う。例えばファミレスやコーヒー店など多くの人が交流の場になる所での就労あっせん、店への支援も含め、あたり前に近くにいる環境が望まれる条例へとお願ひしたい。</p>
8	<p>第17条で就労を支援する為に、ぜひ実態調査を明文化してください。また、2項の障害に対する理解は、具体的に合理的配慮を伴わなければお気持ちだけで終わってしまいます。明記して下さい。</p>

## 条例（差別、合理的配慮など）に関すること

No.	意見概要
1	合理的配慮について、小規模事業者への免除規定が必要と考える。生活必需的なものを取り扱っていない飲食店などは除外すべき。
2	この条例制定には大反対です。身体障害者に協力したい人だけが協力すればいいだけで、わざわざ条例で強制すべきでない。店側が車椅子を断るのは当たり前。合理的配慮の名目で逆に障害者の発言力が強くなって、健常者がいちいち障害者に気を遣わなくてはならない社会は間違ってると思う。
3	交通事故被害者（過失割合0%）である為、多額の賠償金を受取りましたが使う方法がなく、例えば有料老人ホームで老人と一緒に生活させる事が出来れば、老人にとっても子か孫と一緒に暮らすようなものであり励みにもなると思いますし、本人にとっても親世代と一緒に暮らせる安心感に繋がると思います。入所条件に介護保険受給者限定という枠がありますが、これを取り外して対応する事も、「障害者への合理的配慮」と思います。
4	令和2年の推進条例の区の方考え方の中で、「障害者差別解消法においても、過度な合理的配慮を求めているものではありません。」という件がありますが、この「過度」という定義をお示しいただきたい。 この問題は高齢者の問題でもあることをご承知おきください。
5	歩道をとばす自転車が目に余ります。歩行者とすれ違う、ぬかす時は”降りる”という決まりを作ればと思います。
6	第5条2項において、「事業者は、区が実施する障害に対する理解の促進、障害に対する差別の解消その他の地域社会の推進のための施策に協力するよう努めるものとする。」と記載がありますが、令和3年(2021年)に改正障害者差別解消法(令和3年法律第56号)が成立し、民間事業者も合理的配慮は「義務」となっています。 そのため、第5条2項の「協力するよう努めるものとする。」という表現は改正障害者差別解消法と矛盾することになります。 また、第7条においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」は前述のように令和3年(2021年)に改正されていることから、根拠法令が古いものになっています。
7	障害者へのサポートは国民みんなが協力して行うのが望ましい。事業者にバリアフリーや、従業員の手助けを求めるだけでなく、居あわせた人が少し手を貸すだけで障害者の活動は飛躍的に広がる。 行政は国民に積極的にこまっている人の手助けを呼びかけると共に、手助けにともなうて事故やトラブルが起きた際には行政が加入した保険等により、善意の人に負担が生じないような対策が必要だ。

8	<p>第10条「区は、区民が障害に対する理解及び障害を理由とする差別の解消についての重要性に対する理解並びに社会的障壁の除去についての重要性に対する理解を深めるための教育を講ずるものとする。」とあるが、1979年度養護学校義務化以降、さらにインクルーシブ教育が叫ばれて以降、養護学校の在籍者数ばかりが大きく増え、地域の学校への在籍とは言うが、形ばかりの在籍で、実際は養護学校ばかりが少子化の中、やたらと増えている現実を作ってきた教育行政をどこからどのように変えようというのか？</p>
9	<p>第11条「区は、障害者、その家族その他関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるものとする。」というが、「解決を図る」の文言すらない。「何をすれば的確に応ずる」といえるのかというのも出てない。</p>
10	<p>・第11条の「相談対応」について、すでに区は「障害者差別解消法専門調査員が相談者からお話を伺い、調査や関係者との話し合いを行い、解決に向けて一緒に考えます。」といった施策を行っているので、この施策を条例に明確に位置付けてください。少なくとも、問題解決のための当事者間の調整を、区の責務として行うことを明記してください。</p>
11	<p>差別という言葉がなくなり多様性があたりまえに。 ひとりひとりの意思が大切にされるように。</p>
12	<p>第2章 差別 (意見聴取及び施策の推進) 第9条、第10条に付随して当事者参加枠の創設、増設を提案します。障害による生活経験と意見は、個人、団体によってさまざまです。多様な意見を聞く耳を区政がもたなければならないと思います。また区政に参加する障害当事者が増えることにより障害当事者自身の社会的立場の向上だけでなく、具体的で効果的な提案を区政側が引き出す技術をもつことができると考えるからです。</p>
13	<p>(相談対応) ピアカウンセラーの養成と採用を提案します。相談技術を身につけていただくことは、社会的参加のために必要な能力かと考えるからです。地域、災害にとっても人材育成につながると考えるからです。</p>
14	<p>第3条(基本理念)では性の多様性の記載がありますが、第8条(合理的配慮)では「性別」のみが記載され、「性的指向」や「性自認」が記載されていませんので、記載すべきだと思います。</p>
15	<p>第5条(事業者の役割)2項では、事業者が施策に協力することが努力義務となっていますが、差別的取り扱いをしてはいけないという障害者差別解消法、都条例からくる、第7条の規定との違いが分かりにくく、この書き方では誤解をされるのではないのでしょうか。</p>

16	<p>第8条（合理的配慮）は、都条例に即して、事業者へも義務としたことでは評価できません。しかし、この条例の肝であるのにも関わらず、第3条でせっかく「性別及び性の多様性に由来する複合的な要因により困難な状況に置かれる」ことに触れておきながら、ここでは「性別」のみしか記載されません。これは、性の多様性に対する理解不足と言わざるを得ず、ただでさえ理解や差別が解消されていない性的マイノリティである障害者等であるWマイノリティへの理解不足です。性別を基準とした配慮では、足りません。性的指向および性自認についての明確な記載を求めます。</p>
17	<p>第11条（相談対応）について、事業者に対しても、都条例と同様、合理的配慮の提供や差別的取り扱いを禁止していますが、それに対応する相談あるいは、紛争解決の手立てなどが明示されていないことが大変気になります。</p>
18	<p>第8条 「合理的配慮」について この条文から、公的責任を持つ行政としての「区」は外して「事業者」のみとすべき。区は差別解消の先頭に立つべきである。</p> <p>「その実施に伴う負担が加重でない時は」というのはあくまでも経済的その他の余力のない事業者等への例外的規定とすべきであり、この文脈から外して、最後に「なお、その実施に伴う負担が加重であるときは、実施を考慮する」としたらどうか。</p>
19	<p>第8条（合理的配慮）に、性の多様性（性的指向や性自認）について明記されていないことが気になりました。LGBT（性的少数者）は病気や障害ではないのは周知の事実だと思いますが（よって、「障害者等」のワードにLGBTは含まれないものと理解しております）、第3条（基本理念）「性の多様性について」の明記同様、区民が安心して暮らせるよう、第8条にも明記していただきたいです。</p>
20	<p>今回の「（仮称）世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例（素案）」は、第8条に「障害者等の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」とありますが、性別や年齢の他に、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」等に則って以下の2点を加筆するようご検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(1) 人種（国籍や出身）など (2) 性的指向・性自認 など</p> <p>大学でも障害を持っている学生にいろいろ対応しておりますが、外国にルーツを持っている学生、LGBTなどの学生が特に差別を受けやすい立場に置かれており、やはり「障害者」は障害者である以前に個人であり、合理的な配慮とは障害者である以前の事情（性別や年齢だけでなく）を忘れてはならないと考えております。よろしく願いいたします。</p>
21	<p>第8条（合理的配慮）の中では、「性別」とだけ書かれ、性の多様性への言及がありません。ここでは明確に性自認・性的指向を書き加え、配慮の必要性を明記してもらいたいです。</p>

22	<p>第11条（相談対応）について</p> <p>「相談に的確に応ずるものとする」とありますが、「的確」の具体的な中身が分からず、本当に親身に対応してもらえるのだろうかと不安になります。ぜひ明確に実効性のある対応内容を書いてもらいたいです。</p>
23	<p>相談できる内容については、「差別に関する相談」の中に、明らかな差別的扱いのほか、合理的配慮の不足も含まれるのかわからず心配です。それについても明記してもらいたいです。</p>
24	<p>相談の対象が区民だけなのか、区内在勤・在学者も含まれるのか、相談事案が起きた場所は区内に限られるのか、区民であれば他の自治体で起きた事も含まれるのかが判然としません。ぜひこれらすべてを相談対象としてもらいたいですし、そのことについて明記していただくと安心です。</p>
25	<p>「関係機関への通知その他調整を行うこと」とありますが、これは誰に何を連絡し、どう調整するのかよく分かりません。より実効性ある相談対応とするため、ここでは具体的な中身を明記してもらいたいです。</p>
26	<p>「(仮) 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」には、2019年に成立したLGBT差別禁止を規定した男女共同参画と多文化共生を推進する条例もあることから、配慮すべき対象にLGBT当事者が含まれることを明確にさせていただきたいですし、合理的配慮の規定にも「性自認・性的指向」と明記させていただきたいと思います。</p>
27	<p>1章 5.合理的配慮とはどこまで？就学相談では、学校側から受け入れないとは言えませんが、無理です、無いです、と、実際には本人家族が学校は選べなかった。合理的配慮をする態度も気持ちもちっともありませんでした。</p>
28	<p>この条例には罰則規定がありません。第11条2項に基づいて区が対応した結果、障害を理由とした差別案件であるとなった場合は、当該事業者には何らかのペナルティを課すべきだと考えます。それを具体的に位置づけてこそ、区として本条例を制定する意味があると考えます。</p>
29	<p>第2条7号中の「障害を理由とする差別の解消に関して」との規定について、本条例中のどの箇所を指すのか、とりわけ合理的配慮を定める第8条が含まれるのか定かでないことから、条項の番号により規定をした方が適切なのではないのでしょうか。</p>
30	<p>第3条1号後段に所謂複合差別への配慮が掲げられていることは望ましいものと考えます。ただ、その要因について、「性別及び性の多様性に由来する複合的な要因」とのみ規定されていますが、他にも例えば出身地域や国籍・民族、ホームレス状態にあることなど様々なものが考えられます。</p> <p>したがって、第3条1号中の「障害を理由とする差別に加えて、性別及び性の多様性に由来する複合的な要因により」を、「障害を理由とする差別に、性別、性の多様性、国籍、民族その他の事由に由来する要因が複合的に重なることで」というように改めることを提案します。</p>

31	<p>第7条および8条に障害と理由とする差別の禁止や合理的配慮が定められていますが、区の職員や事業者がこれらに違反する場合における区への対応として定められているのは第11条に定められる相談対応のみであり、実効性の面で不十分ではないかと考えられます。</p> <p>世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例4章の苦情処理にかんする規定などを踏まえると、区は本条例においてもより実効的な規定を備えて対応することが可能なのではないかと考えられます。</p>
32	<p>第11条1項中の「障害者、その家族その他関係者からの障害を理由とする差別に関する相談」との規定について、「日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にある者」のうち障害者以外の者に対する合理的配慮にかんする相談が除外されており、障害者に対する合理的配慮にかんする相談も含まれているのか明確でなく、不十分であると考えられます。</p> <p>なお、この文言は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律14条と同様のものとなっていますが、同法において、合理的配慮は障害者に対するもののみが想定されている上、障害を理由とする差別の禁止について定めた7条および8条にて合理的配慮についても規定されており、本条例とは規定の体系が異なることに留意すべきです。</p> <p>したがって、第11条1項を、「区は、障害者等、その家族その他関係者から、障害を理由とする差別及び社会的障壁の除去の実施についての配慮に関する相談を受けたときは、これに的確に応ずるものとする。」というように改めることを提案します。</p>
33	<p>障害のあるアメリカ人法ではアクセスガイドラインADAAGを規定して、ハード面での差別の判断の基準としている。世田谷区のユニバーサルデザイン条例に違反している場合はこの条例では何か対応するのでしょうか？</p> <p>そもそも区内に住むことが出来なければ地域共生社会が成立しないが、その住まいを確保する場合でも、個人事業主が障害を理由に拒否した場合は条例ではどのような対応していただけるのでしょうか？</p>
34	<p>同章第3条(2)に、差別の解消は誤解、そして偏見など理解の不足の解消が重要と述べられています。しかし、こういった誤解や偏見を解いていく為に障害当事者はコミュニケーションの合理的配慮が不可欠です。私の息子もそこがネックで職場での差別を、上司や相談機関に上手く伝えられずにいます。</p> <p>条文の「重要」な要素に『合理的配慮』を是非含めて下さい。息子の様な障害者にとって大事な事です。</p>
35	<p>同章第4条について。3項にて「障害の特性に応じて丁寧かつ適切な対応」とあります。しかし、どう丁寧で適切かわかりづらいです。特性に応じるのであれば合理的配慮が不可欠です。区には、合理的配慮を行って頂くために、是非明記する様をお願いします。</p>
36	<p>同章第5条、事業者の役割にも理解の促進や差別の解消をする為に、事業者側の合理的配慮が不可欠なので盛り込んで下さい。また、2項で合理的配慮にも協力するように明記して下さい。そして、区が実態調査をやっていただけるのでしたら、それにも事業者が協力するように明記して下さい。</p>

37	<p>次の同章11条について。息子は職場で困りごとがあった時に、差別構造による都合の良い働かせ方が明らかでした。しかしコミュニケーション不全によりそれを証明することは困難でした。一方で、職場が息子に対して、意思疎通面での合理的配慮が欠けていたのは明らかでした。そこで区に相談を持ちかけたところ、「差別に当たるか分からないので、話を聞く以上の対応が出来るかわからない」と言われました。しかし息子が困っているのは事実です。ですから、相談に応ずる対象を「差別」だけでなく「合理的配慮」も明記して下さい。</p>
38	<p>当初息子が区外在住なので、同章同条2にあるような対応を「出来ないかもしれない」と言われました。しかし、息子は区内在住の方の生活を支えるエッセンシャルワーカーであり、区内在住の住民と毎日のように接して、生活の半分を区内で暮らしています。そんな息子が、支援の対象外になるのはおかしいです。労働問題は差別では無かったとしても、障害者は得てして事業者側の合理的配慮の足りなさから、労働問題に追い込まれやすく、また（仮にそうでないとしても）区はその労働問題を解決するためにコミュニケーションを補い、支援する必要があるのではないのでしょうか。労働問題を解決するにしても、労働や障害の専門家ではない親が、息子へのコミュニケーションの合理的配慮を担いながら、事業所と直接交渉するのはハードルも高く、親が亡くなったら誰が担うのでしょうか。区に持ちかけたのは、息子の在住自治体の障害と労働の専門機関が、役割を怠り、わらをもすがる思いで相談をしました。しかし世田谷区でも支援してくれないのではと、不安な日々を私も息子も過ごしました。こんな不安な思いを、私達家族も他の家族にも二度として欲しくありません。ですから、11条に息子のよう区外からの通勤従事者も明記して下さい。</p>
39	<p>11条についてさらに。明記されているのは主に相談と調査と相談者に対するアドバイスですが、それだけでは実効性があるかどうか不安です。「関係機関」は都や事業者や生活支援NPO、ハローワークなどセクションを越えて連携するよう区としては明記して下さい。また、通知や連絡調整だけでは、困りごとが改善されるか分かりづらく、「的確に応ずる」とは障害当事者目線なのかも分かりません。例えば事業者に指導、勧告、場合によっては公表など、区にも出来る具体的な改善のためのメニューを作して下さい。</p>
40	<p>私は都営住宅→区営住宅に入居して20年になります。入居当時から駐車場を作ってもらったのに2年、未だに障害者の私に対して偏見と差別、嫌がらせに辛い思いをしています。管理会社に告げても証拠がない、不審者は内の人なのに、影では見たと教えてくれる人もいるのに、毎日気分悪い日々です。会社みたいに集合住宅にもコンプライアンスとか、警告文とか出すことが出来ないのでしょうか。</p>

## 障害福祉サービスなどに関すること

No.	意見概要
1	<p>身体や知的障害者は手当を支給しているものの、精神障害者手帳2級へ手当を払っていないは差別していると言える。</p> <p>私は公務員である世田谷区が精神障害者を平等に扱わないのは、違和感を感じている。条例を定めるなら、身体や知的障害者だけでなく、精神障害者手帳2級にも手当を払ってほしい。</p>
2	<p>富士見荘を復活（リニューアル）させるべきと考えます。</p>
3	<p>福祉作業所（就労支援事業所）の賃金が安すぎる。能力差による賃金（工賃）の差もない。事業所に大金が入って利用者は子供のお小遣い程度の収入。更に家族に収入があると利用料をとられるので、働く意味を感じられず辞めました。仕事の内容もカフェや分業のできる仕事で、社会と繋がれるような事業があると良いと思います。成功している自治体に行って参考にしてほしいと思います。</p>
4	<p>入浴（通所先）介助のできる人材を増やして欲しい。</p> <p>また、入浴訪問サービスを受けられる日数を週1から最低でも週2回に改訂して欲しい。</p>
5	<p>福祉タクシー券について、聴覚障害者は対象外となっていますが、渋谷区では対象になっていますので、不公平だと思います。</p>
6	<p>介護介助する立場の者として、最近強く感じるのは、家族の過大な負担を救済していただくことが第一歩なのではということです。福祉園に通園していても、家族は自由になる時間はほとんどなく、働いて収入を得ることができませんが、消費するものは想定外に多いものです。家族手当のようなものを検討ください。</p>
7	<p>居宅介護のこと。以前から時々お互いに気持ちのすれ違いがあったり、言葉がうまく通じなかったりしたが、ここ数年はコロナの影響もあるのか居宅介護事業者に対し、信頼できない場面が増えた。居宅介護事業者向けの研修をもっとやってほしい。また、居宅介護事業所と利用者が話し合う機会を作ってほしい。居宅介護事業所はもっと利用者のことをわかってほしい。</p>
8	<p>今パソコンのアプリPCトーカー等の日常生活用具を給付されているが、世田谷区は1年ごとに更新の申請をしなければならない。他自治体はもっと長い。もっと支給期間を延ばし、更新の頻度を減らしてほしい。</p>
9	<p>支援を受ける際の手続きが煩わしい。よりわかりやすく、簡略化すべき。</p>
10	<p>何年も前から障害者だよりの冊子を見て感じていたことがあります。精神障害者に対する、区のサービスが知的や身体障害者に比べて、とても少ないことです。もう少し平等なサービスや援助をおねがいしたいと思います。</p>
11	<p>通院の付きそいがなかなか無く困っております。社保協にお願いしたところ杖についている人は付きそえないと、おことわりでした。室内は杖がなくてもあるけます。介護保健は高額でつかえません。外出が出来ず、ますます不自由になりそうです。</p>

12	発達障がいの子育ての電話相談窓口（夜間）が欲しい。
13	<p>世田谷区の公共施設において          障害者用トイレ室内の「使用済みのオムツは捨てずに持ち帰りください」の張り紙によるオムツ廃止禁止の運用の廃止を希望します。</p> <p>障害者用トイレ内に、各個室に一つずつ「吸収量が多く、大きさが大きい大人用紙おむつ（尿取りパッド含む）が捨てられる、大型サニタリーボックス」の設置を希望します。</p> <p>現在の運用の変更が難しいのなら、大人用紙おむつ（尿取りパッド含む）及び子供用おむつと、女性用生理用品とのトイレ内での廃棄の可否の違いがあれば、その理由とオムツだけ持ち帰らなければいけない理由を明確に示して欲しいです。運用の変更に問題があるのなら、その問題の解決策を出来る限り見出して欲しいです。また、内容を核施設の管理・運営要領や要綱、規則などに明確に記載し、何のゴミが駄目で何なら良いか、なぜ駄目なのかをはっきりと利用者・区民誰もが、施設や運営者を問わず納得できる形で示して欲しいです。</p> <p>現在の「使用済みオムツの持ち帰り、廃棄禁止」の運用は、私のように24時間365日「常に排尿障害がある障害者にとって、第8条及び第19条にある社会参加、活動をおこなうにあたり大きな社会的障壁となっています。</p>
14	<p>30年近く世田谷区に住んでいますが、区役所では、世田谷区の様々な視覚障害の団体がある事や、同行援護というサービスがあることを、家族は教えて貰えませんでした。聞かなければ教えない、というスタンスは、情報困難者である視覚障害者には、その存在を知るには不平等です。</p>

## 現状や既存の制度（障害福祉サービス以外）などに関すること

No.	意見概要
1	地域共生社会を実現するためには、障害者等が健常者に不利益な言動を行った際に適切な救済が出来る仕組みが必要と考える。一方的に健常者が負担が強いられる状況は持続可能性がなく、中長期的にはヘイトクライムの温床になる。
2	知的障害者等による触法行為について、救済する仕組みが重要と考える区職員や警察官・公共施設の管理者などが見守ると同時に、何か触法行為が発生した際は、知的障害者がやったことだからとなあなあにせず、保護者や後見人による賠償やそれが望めない場合は区などが出資した保険などによって確実に救済される仕組みが必要と考える。
3	保護者間での学校などでの障害児の言動などを理由とした紛争にも区が積極的に中立性をもって関与して欲しい。
4	障害者や高齢者が、全ての選挙において投票できるよう、さまざまなサポートを提供して欲しい。 近い将来インターネットによる投票が可能になると、対応も変わってくると思うが、一人暮らしの高齢者や障害者が今後ますます増加することを鑑みても、現行の選挙制度下において彼らの完全なる政治参加を実現する支援が必要であると思う。
5	地域の支え合いと情報コミュニケーションに期待します。 見えにくい人や聞こえにくい人に不親切だと感じるのは、お店のセルフレジと病院です。 ICTはシンプルで見えなければ役立ちません。地域のマンパワーをもっと掘り起こして活用した方がいいと思います。是非このあたりに力を入れてください。
6	「フトン」の乾燥で困っています。介護保険の方では介護人を使い有料で対応する様になっているのですが、天候の変化により雨等になった場合、いそいでフトンを取り入れることが不可能です。フトン乾燥車を利用したいのですが、100%自己負担のため使用できません。この様な場合でも介護保険が区の一部負担で利用できる様な条例の作成を希望します。
7	障害理解とは高齢者や子どもにやさしいということ。南世田谷には色々な人がワクワク楽しめる施設がありません。活動中心となる北世田谷に行くアクセスもないです。豊かな生活を送るためにも、文化系の活動や、バリアフリーのスポーツセンターを作ってほしいです。このままだと、どこにも行く所がない障害者や高齢者が増えて、活気のない元気がない街化しそうで心配です。色取りのある生活は健康に必須です
8	精神障害者の美術作品だけではなく文章の言論も社会に発信出来るようにしてほしい
9	先日、横断歩道にて女性が歩行器を使って渡り終えた時、歩道に乗り上げる際、白杖用の黄色いマットにタイヤがぶつかり乗り上げる力もないようで、歩行器を移動する手伝いをしました。 障害がある方、また高齢化が進むにつれ歩行器利用者も増えると思います。安全な対策を考えていただければと思います。

10	障害者（知的障害者でも）でもデータ入力業務が簡単に出来るソフトを開発した企業があります。現在全国の障害者支援事業所に導入されつつあるようですので、世田谷区としても是非参考にされてはいかがでしょうか？
11	障害者は車椅子、杖等歩行補助器材を利用している人が多い。道路の表面は舗装資材として小石を使っているが表面を滑らかにするアスファルトは積極的に使っていない道路多し。キャスターを歩行補助に利用しているがキャスターが小刻みに飛び上がって怖い。舗装のレベルアップを考慮して頂きたい。条例でレベルの基準でも設けて頂ければ有難い。
12	区政レベルでの投票方法を記名式からスタンプ式に変更して眼力や識字、体力の低下した方でもスムーズに投票できるようにしてほしいです。 実現までのハードルはいくつもあるでしょうが、具体的に変化がわかる目標をかかげていくことが重要です。
13	J K Kが建てた千歳船橋フロントと群馬県の上毛学舎がそれぞれ建て替えられました。建て替える前は点字ブロックがありましたが、建て替えた後、歩道は広くなり整備されましたが、点字ブロックがなくなりました。歩道の整備の時、点字ブロックは現状復帰に近い形で戻すという決まりだったり、世田谷区の検査etcがあるといいなと思っています。
14	身内に精神の病をかかえたものがあり、又家族が精神科医も多く、将来障害施策で働ければ有難いと思いますが、そのような業務はございますか。
15	障害者スポーツの推進において、総合運動場陸上競技場をぜひとも人工芝にしていきたいと思います。車いすのみならず、義足やサポート足で入場したい。スポーツがしたい。多少の雨天でもスポーツがしたい。天然芝だとわだちができてしまう。
16	障害者に対してもっと経済的な面でこまかく見てもらいたいです。
17	3年くらい前ですが、区内の大きな病院に行ったら呼び出しが壁にとりつけた画面に番号が出た。視覚障害の私は困りました。じっと待っていたら呼んでくださったけど、音声でも番号をつたえていただけるとありがたいです。
18	高齢者及び障害者に対する医療費自己負担に関して意見を申し上げます。広島から転居してきて比較しますと、次の通りです。 広島 重度障害者医療費受給者 一部負担金なし 通院、入院とも 世田谷 介護保険負担割合 利用者の負担の割合2割 生み易く育て易い社会になることを祈念しております。
19	羽根木公園、車イスで行くには梅ヶ丘方面のスロープがせまい。車イスが歩きやすいスロープを作って欲しいです。

	<p>娘が小学3年生から朝、起きづらく不登校になり、当時は起立性調整障害と診断され治療してきました。服薬していても体調管理は難しく、登校できたりできなかったりしてきました。現在は大学生（適応障害・パニック障害もあり、最初の大学から移り、2番目の大学）です。20歳の頃、うつ状態、うつ病と診断され加療中ですが、どうにか登校しています。</p> <p>住まいの担当保健師さんに、家庭での娘の健康管理について相談させて頂いてますが、先日、ある対応に不信感を抱きました。</p> <p>20 主治医は気候の変化が影響することに理解を示してくれます。地域の保健師さん、前任の方は、そのあたり、理解してくださり生活の工夫などアドバイスしてくださりました。この度の方の対応には、失望すら感じました。相談窓口として、電話を受けるのであれば、近所の世間話してはないので、障害者（娘は手帳も発行していただいています）の状況を理解した上で、言葉を選んで欲しいと思います。</p> <p>「障害に対する知識の普及・啓発」とありますが、まず、保健師さん側で正しい知識を持っていただいた上で成り立つことかと思えます。</p> <p>「障害に対する理解の促進・障害を理由とする差別の解消」はとても大切です。</p>
21	<p>保健福祉課の職員が自分のことをわかっているのかという疑問がある。</p>
22	<p>ケアマネジャーさんには、患者当人だけではなく、家族の心身の様子も把握して支えて戴きたいです。</p> <p>家族が精神的に疲弊していたら、そのカウンセリングも受ける必要が絶対にあります。</p> <p>現在の各種相談機関も、役割に限界があり、相談しても当たり障りの無い事を言われて、後は家族会の講習会へのお誘いとなるようで、相談する事にも相当のエネルギーを使うのに、落胆して終わるような心地になります。</p> <p>これらのサービスを行うのに、もう少し費用が掛かるという場合は、その費用を明示した上で、希望者にはそのフルサービスを受けられるような選択制もあり得るかと思えます。</p>
23	<p>国立医療センターにくる、障害（病気）の子供の状態（歩けない、寝たきり等）がタクシーに乗れない寝台車的なものに乗り予約に合わせて、雨の中バスに乗り、家から病院、又その逆と行き来していて、母親は次の赤ん坊を胸にかかえ、傘をさし、バス停まで来て、バス待ちをされていて、大変な責任と義務を背おって生活して気強く生きている。家から病院、病院から家へと予約してシャトルバス（行政）で連れて行くことができないだろうか、と考えます、次の赤ん坊も何才かまで母親が連れて行くのですから大変なことです。</p>
24	<p>精神障害者(児)について、イタリアでは普通学級で受入れている。米国では医薬品の常用を条件に運転免許試験が受けられると聞く。彼我の差に驚く。これは国レベルの問題でしょうか？</p>
25	<p>精神障害の完治方策への言及がほしい。米国オバマ政権時、脳の研究強化がうたわれたが、その後音沙汰なし。残念。</p>

26	<p>社会の変革のスピードについていく為か、個人（利己）主義者が増えている様に思われる。障害者は出自の如何を問わず、健常者に比し肉体的ハンデを負っている。又一見して判るように赤いヘルプマークの札を下げている。今我々は条例を作るとか特別処置となる様な指示書を作る前に「弱者には優しく、親切に手、口を指し出す」本来共同社会では当たり前（常識）の行為をしなくなっている。弱者への優しい態度は最優先事項である。生徒の両親もこの「常識」を子供達にしっかり教えることで社会は明るくなる。</p>
27	<p>子供が手話に興味を持ち、習いたいと言ったので手話スクールやサークルを探して区や福祉協議会に問い合わせたが、結局無かった。小学生が手話や点字にふれる機会を学校で設けてほしいし、その後につながるサークルやスクールの情報がもっとシンプルに入手できるようにしてほしい。</p>
28	<p>同行援護を利用する際、交通機関の利用料でもicカード(それぞれが別の交通会社)を2枚用意して、当事者とガイドが所持し、精算する時、2枚ともが同名だと使用出来ない、と言われました。1枚は無記名だと、多額のチャージをしていて、紛失したときも、視覚障害にはどうする事も出来ません。状況に則さない駅員の無理解な態度と言葉はひどく傷つきました。</p> <p>それから、カードの氏名の文字を見て、駅員が勝手に、この名前はおかしい、本人じゃないから使えない、という失礼極まりない対応をしたにもかかわらず、謝罪もなく、自分の氏名も名乗らない、無責任で高圧的な駅員の再教育も考えて頂きたいです。</p>
29	<p>生まれながらに様々な制約は誰にもあります。なかでも色々、様々な障害を持って誕生する生命があります。多くは世間から隠された環境に置かれるケースがほとんどです。身近な人々の世話になるわけですが、少数者であるからこそ、社会の宝として公共的支援が必要です。</p>
30	<p>私は脳出血を患いました。当初は、障害を患った姿を見られるのは辛いことでしたが、世間の人々は、私達を特別な目で見えていない事がわかりました。週に1~2回、バスを利用し、買物などに出かけております。道路を渡る時の信号に苦労してます。私は押しボタンの信号を玉川警察署に相談をして、3秒程伸ばしてもらいましたが、現在一杯一杯です。又現在でも、在宅マッサージを利用してますが、国が定めたりハビリ制度は、回復期間は医療保険で、維持期間は介護保険でと、すなわち自分でやりなさいという事です。障害が改善出来る可能性が十分あります。行医療保険で考えて頂きたいと思います。</p>

## その他に関すること

No.	意見概要
1	区は、「情報コミュニケーションの推進のため、必要な施策を講ずる」と言いながらも、例えば、知的障害者の方々に対しても、分かりやすく情報を提供し、素案に関して意見を求めることをしないのか。 指摘が違う、というのであれば、なぜ、「分かりやすい版」をHPに掲載しないのか？
2	世田谷区も率先して「障害」又は「障がい」にしませんか。「害」という字を使うこと自体が心の害だと思います。
3	小生の両どなりは新聞をとっていません。高齢化で班長さんもいなく回覧板も回らす人もいません。生きることが一番大切です。あんすことという制度があっても、トラブルが多く、何を頼むものお金ください。ケアマネの給料の高いのはびっくりしました。又、当事者のわがままで介護職員がやめていきます。仕事は資質がないと長続きしないように感じます。物価は上昇し、年金は下がり、それでも自民党の支持率が高い、まさにデフレスパイラルです。やまゆりの里事件が又おきるかもしれません。世田谷区の人口もこれから減っていくでしょう。どこの団体も解散、縮小になってきつつあります。当事者同志のグループにも参加せず、まわりの人の意見も聞かず、当事者も悪い。約40年間回復者のリーダーをやって感じたことです。
4	私が障害者の認定を受けたのは14年前の65の時です。でも65過ぎたら障害者手当が無いのを初めて知り不公正だと感じました。年金がもらえる年になるからだを知り、年金そこそこある人は良いと思いますが、月6万とか7万の方にはとても厳しいと思いました。
5	「障がい者」は「障害者」「ハンディのある方」など遠回しの表現を工夫されてはいかがでしょうか？
6	高齢者が増え、道を横切るとき、平気で我関せずでいる老人をみかけるが、車を止めて待っている運転の人への感謝の気持ちをもって欲しいと思うこと多く、このこと強く訴えて欲しい。
7	私は精神障害者です。うつ病です。私は、世田谷区の臨時職員に何十回と応募しましたが、一度も合格しませんでした。理由は一つ、私が世田谷区に色々とクレームを入れるからです。セーフティーネットである地方自治体の臨時職員にもなれない世界。差別と偏見のある世界、ノーマライゼーションの考え方で、まちづくりを目指すべきです。
8	人に対して「害」の字をあてること自体偏見。 「障がい者」・「障害者」等の表記改訂。
9	それこそ数10年前から思うとバリアフリーも進み、障害のある方に対するの対応も本当に1人1人の区民が優しい心に成って下さっていると痛感しています。映像を生かした障害のある方々の事をマスメディアも積極的に取り挙げて下さっている事も、人々の深い理解と思いやりに継がっていると。昔は障害者が村八分にされていた時代もありました。近日はすばらしいと世の中に感謝しています。パラリンピックも皆の意識向上につながっていると。

10	<p>身近にも何人も病気、障害高齢がいますのでありがたいことと思います。ただ世田谷の現状をみると、先日も経堂駅で浮浪者の方？がいたら若者が笑いあっていましたし、「警察を呼んだぞ！早くマスクをつけろ」とさけぶ（しせつの老人に対して）役人警察をよぶのは当然という図書館長。公園や図書館には「警察をよぶ」「キタナイ本はもってこないで」オンパレードで優生思想？はもう皆のものになっていて外に出るのもコワイ感じしますね</p>
11	<p>障害者の中で一番理解されにくいのが、精神障害者だと思います。もっと多くの人々に理解されることを心から望みます。</p>
12	<p>精神障害者と言う名称 区に言っても仕方ありませんが、自分自身でも何となく言うのが少し嫌だなと思ってしまいます。 私の通っている病院でも精神科と言う名前を変えました。一部の病院やクリニックでも、名称を変えている所があります。何となく、その方が精神科と言うよりも、イメージが良い感じがします。</p>
13	<p>大勢の方が若し自分の家族に障害者がいたら、と気にかけて下さるだけで、御本人も御家族も前向きに生活出来るのではないのでしょうか。</p>
14	<p>発達障害という名称に以前から違和感を持っております。色々な障害をかかえて日々生活しておられる方々か沢山いらっしゃる中で、発達障害は少し別の方向にあるような気がします。昔ならそのような病名が付く事なく、性格や個性気質として受けとめられていたのではないかと。障害という名が時として苦しめる事になるのではないのでしょうか？色々な支援が増えているものの、個々に本当に必要なサポートが選んで受けられ未来につながるよう、そして周りのお友達や大人の真の理解が深まり共存助け合える日常である事を願っております。</p>
15	<p>区報は区民教育も意識してほしいと思っています。冒頭の「地域共生社会」の実現をめざす条例はよい文章と思います。隣の区長挨拶の「障害施策推進計画」というのは「障害対策推進」ではいけないのでしょうか。その下の区民意見提出手続きにつづくパブリックコメントというカッコ書きは何のためですか。裏面の基本理念のその2「選択の機会が確保される云々」は「選択の形式をとるなどして」という方が素直ではないのでしょうか。意思疎通手段（ツール）という表現は有難いと思いますが、ICTやピアサポーターの邦訳ではないのでしょうか。本ハガキ横に区民意見（パブリックコメント）とあり、下欄にパブリックコメント・区民意見と並んでいます。二つ並ぶ必要があるのでしょうか。</p>
16	<p>素案素晴らしい。他県に先駆けての発案。 我が意を得たりの感です。視覚障害者には（白杖）にて周りに配慮を促しが出来るが、聴覚障害者にはその術がない。其処で私案ですが（バッテン×たすき）いかがでしょうか。障害を周りに知らせる事も社会奉仕の一環と思います。</p>